

RA'-0134

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



## 取扱注意

第一軍團軍政部課長會議議事録（一九四四年八月十五日午前八時十五分より）  
バーン大佐より

〔三日朝張群氏一行に對する軍政部の狀況報告會議の模様につき「各擔當官の報告が抽象的前置長く特異な具体的事例の説明に乏しかつた」とのスイング軍團長の評言を傳達して今後の注意を促すところがあつた。〕

〔京都連絡調整事務局は近畿地方及び第一軍團の管轄區域をもカヴァしている事實に鑑み、第一軍團軍政部及び近畿地方軍政部として同事務局の協力を利用し、地方及び中央との連絡に米軍側のみならず、日本側のチャネルをも利用したいと考え、今回からこの會議に武内局長の出席を求めることにしたから各課長において同事務局との連絡につき特に留意ありたいとの趣旨を述べた。〕

次いで議事に入り

〔情報課長クーン大尉から〕

〔各府縣に配布せられた映寫機による映畫の使用の問題及び各府縣廳における情報宣傳課（パブリック・リレーション・セクション）

ンの設置につき意見の開陳があつた。〕

〔武内より右の問題は先般第八軍の質問書中に擧げられており、日本側の意見はその回答中に述べられてある旨答えておいた。〕

〔公衆衛生課ディッカーリング大尉より〕

〔衛生關係諸組合の解散に關する八月十六日附總司令部覺書の問題につき説明した後〕

〔高等學校の十四~十五才の女學生を看護婦養成所に多數入學せしめる必要について説明があつた。」ステイブソン夫人において計畫中の趣一〕

〔公共福祉課長アーティゲス氏より〕

〔共同募金（コミュニティエスト）の會長と追放との關係、軍人傷痍徽章及び軍人遺族徽章發行の問題（各知事においてそれを行ふことを總司令部により許可されたが、これを寄附金の募集或は金品要請に使うことは不可である。）〕

〔山羊を各府縣に配布する件等につき説かあつた。〕

0255

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0150

法政課長スコット氏より

「最近ヘック氏が着任し税務擔當官となつた。」

「大阪市條例の問題につき最近京都、大阪兩連調局長及大阪市關係者と協議の結果大体満足なる解決に達したこと。」

「國警本部電報第八十五號によつて各縣の警察は突發的災害、民衆運動その他重要事項につき日報を本部に送ることになつたこと。」  
（バブリック・セイフティー・ディヴァイジョンの命による）を福井、滋賀よりの情報として披露した。一第八軍よりは申越なし。

これに關し、バーンズ大佐より各警察が日報の内容を各縣軍政部に知らすよう希望申入があつたが、武内より國警側と連絡の上、結果を知らすべき右は可能と信する旨を答えた。

四佐賀、岐阜、熊本その他の諸縣においても警察の手不足又はこれに対する不信用のため人民が夜警の組合（スイピリアン・ガーズ等）を組織しているとの情報を述べた。

右につきこれらが餘りに強力となる場合は種々の問題を生すべしとの意見が出たが、武内よりこれに對し自分は本件に關する情報を持つておらぬが、夜警の組織は日本には古くから存在するものであり要はその活動が如何なる程度に止るかといふ問題であらうと述べておいた。

五教育委員會の件につき當方面の或地方では、教育委員名簿の提出が二三日期限に遲れたため困難を生じてゐるところがあり、軍政部としてはその期限を九月十五日まで延期方考慮中であるが、知事はかかる問題につき中央に件る必要ありやとの質問があつたので、武内は研究方を約しておいた。

六經濟課長ネルソン中佐より

「毎月二回大阪にて開催の輸送會議には第一軍團も多大の關心を有し出席の所存であるが、右開催期日等が不明のため屢々困惑する。又その他の重要な經濟關係の會議にも出席の希望を有するので連調において通報方希望があつた。右に對し武内より近畿地方を管轄する中央政府出先機關は殆んど全部大阪にあるため近畿軍政部として不便のことと察せられるが連調機構を利用せられることによつてその困難を排除することが出來ようと述べた。」

「その他闇取締の措置その他についても隨時通報ありたく又經濟及び産業發展の狀況についても隨時簡約なる報告の提出ありたき旨希望があ

0256

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0151

つた。

同課ホルツ氏より

重要物資の再輸送の問題につき多量の重要資材が大阪において政府機關（産業復興公團）の管理下に不利用のまゝ放置せられており（別紙甲表参照）地方的には何等の種段も講ぜられない状況であるが、これにつき、日本側において至急何等かの適當の措置を講し得ぬかとの質問があり、これに對し武内属事本件については横濱において第八軍軍政部と横濱局長との間にも話があつたのを承知しているが當方よりも中央の注意を喚起することにしようとした。

日本港湾における各種の仕事（ホート・ファスティーライズ）が日本に移譲されることとなつたが、大阪港は神戸港とは別に運営されるものと思われるが、日本側において防疫・税關その他諸施設の準備は進行しつゝありや、又右は何人の責任の下に置かれているかとの質問があつたので調査の上回答すべき旨述べておいた。

八 同課労働主任モーラン氏より

遣駐軍労務者の賃金につき別府市及び大分市の間には生活補給金（リヴィング・アラウンス）及び地方手當（ローカル・アラウンス）に相等の相違があるが、これは如何なるわけなりやとの質問があつたので研究方を約しておいた。

九 最後にバーンズ大佐より

最近、軍政部において相當數の素質の高い日本人を軍政部技師又はアドバイザーとして五千圓乃至壹萬圓（諸手當を含め八千圓乃至壹萬五千圓）の給料で雇傭することが出来るこになつたが、各課においてもこの新規定の活用方につき研究ありたき旨を述べた。

□ シング少將が軍政部の活動を非常に重視しているから各課とも努力ありたき旨及び毎月五日までに最も簡潔な月報を提出するよう命令した。

0257

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

8152

別紙二  
甲

後記

外務省	第一軍團軍政部課長會議事要件	連絡調整中央事務局	第一支西山地方謀長	河崎次長殿	横浜連絡調整事務局	昭和二十三年九月九日
	第一軍團軍政部課長會議事要件	連絡調整中央事務局	第一支西山地方謀長	河崎次長殿	横浜連絡調整事務局	昭和二十三年九月九日
	第一軍團軍政部課長會議事要件	連絡調整中央事務局	第一支西山地方謀長	河崎次長殿	横浜連絡調整事務局	昭和二十三年九月九日
	第一軍團軍政部課長會議事要件	連絡調整中央事務局	第一支西山地方謀長	河崎次長殿	横浜連絡調整事務局	昭和二十三年九月九日
	第一軍團軍政部課長會議事要件	連絡調整中央事務局	第一支西山地方謀長	河崎次長殿	横浜連絡調整事務局	昭和二十三年九月九日

0259

Tin

SFK	1,223	tons
CILC	23	"
All Others	15	"

Antimony

SFK	43	tons
All Others	2	"

Reclaimed Lead

SFK	4,677	tons
CILC	186	"
All Others	45	"

Asbestos

SFK	467	tons
CILC	441	"
All Others	167	"

0258

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0153

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0261

0154

二、重要物資の再分配の件（安東生産局需給課）  
公團は上物資の再分配に付ては、本年六月二十日附  
経東第八九二号、「公團は上物資の配分手續」に基いて  
不透明と、行なわれた。  
右のよ少く公團は上物資、詳細リストを月二回、安  
東及ぶ地方安全部に提出し、安東（場合によつて安寧局）は  
右の基づて双方式を決定し、それを公團へ指示する。  
現立配分は既に付てゐるが、公團によつて上物資リスト  
提出の際、主に原団が爲す。依て近く  
周囲各局、会員を開き、上記の配分促進方針を示す。  
具備單を充てんとする。

外務省

一、進駐軍労務者賃金の件（大蔵省営農局の説明）  
1. 勤務地手当の支拂い開き、別府市は甲地、大分市  
本乙地は指定され、甲地の勤務地手当は本俸の  
家族手当玉加（たまご）、二割。本地の手当は同一のく  
一刻と打合せられ、兩市の官民相違があるのは止む  
を得ない。  
高別府市は甲地といふが、同市が通算地で特に  
生計費が高めであるものである。  
2. 去年の年未以支拂いた生活補助金は東條勤務  
地手当、家族手当を合計して、二、八倍であり。  
前述の通り勤務地手当の差がある關係上、生活補助  
金にも差違を生じた次第である。

外務省

0260

RA'-0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

地方教育委員会設置に関する件 一九四〇年一月

(文部省調査局審議課)

1. 大阪市、高都市、名古屋市、神戸市、及下横浜市を除く市町村の教育委員会の設置は昭和廿五年十一月一日までに設置しなければならぬ。(教育委員会法第七十條)

2. 右立大(大)市を除く市町村が、教育委員会を設置しようとするときは、当該市町村は、その旨を第十二條に定める運送期日(毎年十月一日)までに三十日(即ち六月十五日)までに、都道府県知事及び都道府県委員会に届出をしなければならぬ。(教育委員会法施行令第十二條)但し、廿三年に限り、地方教育委員会を設置しようととする市町村は廿三年八月廿一日(締切第三)までに

外務省

0263

0262

都道府県知事に届出しなければならぬ。(教育委員会法施行令第廿六條)

3. 即ち東京都に於て地方教育委員会を設置しようとする市町村は八月廿一日(既に締切)までに都道府県知事に、明年設置しようとする市町村は廿四年七月廿五日までに、都道府県知事及び都道府県委員会に届出なければならない。都道府県委員会に届出なければならない市町村は、廿五年の太廿一年六月廿一日に於ては設置していい。市町村は、全部設置しなければならなければならぬこととなつてゐる。

從て軍政部の謂う地方教育委員会の設置届出期日の延期は不可能である。(即ち延期するとすれば法律の改正を必要とする外、国会休会中、国会提案も不可能である。)

RA'-0134

0155

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0264

總司令部 C.I.E に對しオ一軍團より延期の方の要望  
があつたようであるが C.I.E 側は又 部署の意見を容  
認し、他方が高軍政部へ送ても手問題に關しては又  
部首側の意見を承認している趣である。

外務省

0265

経本第八九三号

昭和二十三年六月二十三日

経済安定本部 第一副長官

地方空氣下文殿

「公団買上物資の配分手続」送附の件

標記の件に因し、別紙配分手続を送附するから各局係先にこれの趣旨徹底方を連絡し円  
滑な運営を期せらるるよう取計られたい。

RA'-0134

0156

0266

## 公 团 買 上 物 資 の 配 分 手 続

經濟安定本部訓令第六号遊休物資活用手続要領に基き、産業復興公団が譲り受け、又は販売を委託された遊休物資へ不正保有物資、過剰物資並に特殊物件、兵器処理委員会保有物資の如く特殊の懸念において保有されていいる未稼働物資を含む一の配分手續については、それが種々難多な物資を含んでいたこと、全国各地に散在していること、而も迅速は差し難いことを図ることを考慮して左記の手続によるものとする。

〔註〕この処理手続は物資が遊休物資と確定し、公団（不正保有物資等特別措置特別会計の代行者としての公団を含む）の買上手続が事実上開始せられた場合には、その対価の支拂等の正式の形式的手續が完了しないうちであつても直ちに実施されなければならない。

## 記

一、公団は買上物資の詳細リスト（物資名、整備等、品種規格、数量、所在場所、保管状態等を記載する）を十五日毎月二回、經濟安定本部（全国各地における買上分の全体について）及び地方經濟安定局（その管轄地域における買上分について）に提出する。

二、經濟安定本部及ぶ地方經濟安定局は公団より提出されたリストにつき検討し、左の名号のいづれによつて処分すべきかを定め、これを公団に指示する。左の権限は別紙（）に

- (1) 配給統制物資の配分、
- (2) 一括の割当証明書と引換券の直売、

擱ける如く買上一件毎の数量の多少により經濟安定本部と地方經濟安定局との間で分担して之を行ふ。

〔註〕遊休物資は在庫物資であるのでその保管状態が良否様々であり、その所在場所も全国各地に概ね把握した者でないと適切な活用を困難に。且つ又現在の輸送状況では、なるべくその物資の所在場所に近い所でこれを活用した方がよいため、できるだけ大幅にこの権限を地方に委ねる方針とするものとする。

- (1) 配給統制物資の配分、
- (2) 一括の割当証明書と引換券の直売、

公団において買上げた物資については、そのリストを一般に公示し、又同保管所において完分連絡とつて、これをその所管事業者に周知させて貰い、物資需給計画に基き既に施行されている割当証明書と引換券に譲受人を申込んだ者に公団からこれを直売する。即ち当該物資は自動的に既存の物資需給計画の供給力の中に組込まれて行くわけである。但し（）により指定期間分として個別（）具体的に配分の指示を定められた場合については、公団は当該物資をリストより抹消し、その指示に従わねばならぬ。

指定期間分については、これを直接一括の需要者に配給するの頃に堪えぬか、時に經濟安定本部又は地方經濟安定局の許可を得て販売業者（卸売業者に限らず）、あるいはそのみ譲り渡す（）ようを制限する二点を認める。

0267

ある方法で一定期間へ原則として二ヶ月を超過しても尚売却残った物資については、  
公園の申請に基き、經濟安定本部又は地方經濟安定局は中央又は地方物資活用委員会  
に諮詢の上二月を以て「指定處理分」に準じて轉配又は競売等適当な措置を定める。

(2) 指定處理分の設定

「指定處理分」とは左に掲げる場合の如く(1)に定めた一般の直売方式によつては、  
分し得ないもの、又は処分する事が適当でないもの(例えは、表に掲げる鐵維製品)  
について例外的に經濟安定本部又は地方經濟安定局において、その配分を個別的・具体的  
に指示する物資について適用されるのであつて、即ちその期の物資需給計画の外に新  
規の追加供給力があつたものとし、その限度内でその分についての追加割当を行  
い新規券を下す場合と一例えは別紙(1)の(A)の物資の如く需給状態の逼迫のため  
一時公園に保管せられて次期の物資需給計画に織入される場合とがある。前者において  
新規券を下す際及び後者の場合において特別の必要あるときは、割当証明書には讓  
受け先と公園と指定期間及び目的物件の整理番号を附記する等物件を明示する措置を  
とり、この割当証明書が他の物資に混用されて混亂を来たし、却つて遊休物  
質の迅速な活用を阻害する結果を未だぬようにすることができる。

(3) 需要公部門の需要割当に限られるものの場合

(1) 輸出向物質の場合

(4) リンク及び報奨目的に適当な物質及びその他の物質で需給調整上特に必要と見做  
られる場合

右の指定に当つては、經濟安定本部は直接需要者に対する割当は行わず各需要部門  
別に割当てるに留め、各官庁へ指定配給物質についてはその物質の所管官庁の行う  
都道府県別割当に基き各都道府県庁において個別的に割当券を下すものとし、  
又地方經濟安定局は需要部門別割当は行わず各官庁地方出先機関に對し、夫々の「調  
整令」として割当てるへ指定配給物質については当該物質の所管官庁に保管し、都道  
府県別に割当させるものであつて、たゞ各官庁出先機関のその後の配分について適當  
な指導監査を行つて留まる。

(1) 地方において別紙(1)に掲げる中央處理分に相当する物質が買上げられた場  
合には、公園地方支部は地方經濟安定局と協議の上、当該物質を指定處理分  
とすべき不否か及びその处分に因する意見を附して中央に報告する。  
(2) 優調統制物質については原則として「指定處理分」の扱いとする。

(3) 鉄維反鉄維製品

、原綿鐵維、原糸及び夏織物、帆布、厚鐵、網鐵、袋鐵、綱及び綱は、新規の追加  
供給力が少つたものとして、その都度、経本において、需要部門別割当を行い、こ  
れに基いて主務官庁が新規券を下す。

(4) 藏物(夏織物を除く)及びその他の衣料品は既に発行された割当公文書と引換

(A) 原則として次期需 給計画に繰入れる物資	(B) 用は非常災害用に充 てする物資
鉛(硬、軟を含む)	報償用
ニッケル	小、幅、鐵、物
コバルト	上、衣、衣袋
アンチモニウム	業、業、業、手
錫	依、依、依、依
クロム	鐵、維、製
マフネタイト	非常災害用
珪素	タオル、靴下、衣布
工(塩化苛性)	拭、袋、外毛
生原	手足、肌、床具

別紙(一) 指定処理方法の配分上の区別

三、需要者又は登録販売業者に直売する。但し、以下3、4の場合を除く。  
 3、経本の定める報奨配給計画及び非常災害用配給計画に適当な衣料品へ別表(二)は  
 商工省より右の計画に従つて出荷旨あるまでは、これを保有備蓄する。  
 4、数量の僅少な衣料品は、これを取扱め、同上者の承認をうけて衣料切符と引換え  
 に一般消費者に直売する。  
 経本は、四半期毎に鐵道製品へ、によつてその前段階でしたものと除く一の生  
 産及び配給計画について、避休物資の累積により増加した供給力を考慮して、必要な  
 調整を行う。

四、非統制物資の配分

配給統制物資以外の物資については、經濟安定本部又は地方經濟安定局は中央又は地方  
 の物資若用委員会に諮詢して、バザー・競売等適当な処分方針を定める。  
 三、二の1)及び2)により物資を直ちに処分するほか、經濟安定本部は、主務官庁と協力し  
 て、鐵道の割当配給計画を含むあらゆる關係計畫を四半期毎に再検討し、避休物資の累  
 積に依り供給力が増大した物資については、その割当及び配給に適する全体の計画に變  
 更の検討を加える。

0268

RA'-0134

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0269

別紙(一) 地方経済安定局に処分权限を委任する限度	品名	数量
1. 鋼、鐵材	一件につき	二〇噸未満
2. 鋼管	五〇	五〇
3. 鉄鋼二次製品(錬鉄管等含む)	一〇	一〇
4. 非鉄金属地金及び同製品	一〇	一〇
5. 重要化学製品	一	一
1. 塩反応同誘導物	一	一
2. 液体塩素	一	一
3. 液体硫酸	一	一
4. 液体硝酸	一	一
5. 液体亜硫酸	一	一
6. 液体硫酸	一	一
7. 液体硝酸	一	一
8. 液体亜硫酸	一	一
9. 液体硫酸	一	一
10. 液体硝酸	一	一
11. 液体亜硫酸	一	一
12. 液体硫酸	一	一
13. 液体硝酸	一	一
14. 液体亜硫酸	一	一
15. 液体硫酸	一	一
16. 液体硝酸	一	一
17. 液体亜硫酸	一	一
18. 液体硫酸	一	一
19. 液体硝酸	一	一
20. 液体亜硫酸	一	一
21. 液体硫酸	一	一
22. 液体硝酸	一	一
23. 液体亜硫酸	一	一
24. 液体硫酸	一	一
25. 液体硝酸	一	一
26. 液体亜硫酸	一	一
27. 液体硫酸	一	一
28. 液体硝酸	一	一
29. 液体亜硫酸	一	一
30. 液体硫酸	一	一
31. 液体硝酸	一	一
32. 液体亜硫酸	一	一
33. 液体硫酸	一	一
34. 液体硝酸	一	一
35. 液体亜硫酸	一	一
36. 液体硫酸	一	一
37. 液体硝酸	一	一
38. 液体亜硫酸	一	一
39. 液体硫酸	一	一
40. 液体硝酸	一	一
41. 液体亜硫酸	一	一
42. 液体硫酸	一	一
43. 液体硝酸	一	一
44. 液体亜硫酸	一	一
45. 液体硫酸	一	一
46. 液体硝酸	一	一
47. 液体亜硫酸	一	一
48. 液体硫酸	一	一
49. 液体硝酸	一	一
50. 液体亜硫酸	一	一
51. 液体硫酸	一	一
52. 液体硝酸	一	一
53. 液体亜硫酸	一	一
54. 液体硫酸	一	一
55. 液体硝酸	一	一
56. 液体亜硫酸	一	一
57. 液体硫酸	一	一
58. 液体硝酸	一	一
59. 液体亜硫酸	一	一
60. 液体硫酸	一	一
61. 液体硝酸	一	一
62. 液体亜硫酸	一	一
63. 液体硫酸	一	一
64. 液体硝酸	一	一
65. 液体亜硫酸	一	一
66. 液体硫酸	一	一
67. 液体硝酸	一	一
68. 液体亜硫酸	一	一
69. 液体硫酸	一	一
70. 液体硝酸	一	一
71. 液体亜硫酸	一	一
72. 液体硫酸	一	一
73. 液体硝酸	一	一
74. 液体亜硫酸	一	一
75. 液体硫酸	一	一
76. 液体硝酸	一	一
77. 液体亜硫酸	一	一
78. 液体硫酸	一	一
79. 液体硝酸	一	一
80. 液体亜硫酸	一	一
81. 液体硫酸	一	一
82. 液体硝酸	一	一
83. 液体亜硫酸	一	一
84. 液体硫酸	一	一
85. 液体硝酸	一	一
86. 液体亜硫酸	一	一
87. 液体硫酸	一	一
88. 液体硝酸	一	一
89. 液体亜硫酸	一	一
90. 液体硫酸	一	一
91. 液体硝酸	一	一
92. 液体亜硫酸	一	一
93. 液体硫酸	一	一
94. 液体硝酸	一	一
95. 液体亜硫酸	一	一
96. 液体硫酸	一	一
97. 液体硝酸	一	一
98. 液体亜硫酸	一	一
99. 液体硫酸	一	一
100. 液体硝酸	一	一
101. 液体亜硫酸	一	一
102. 液体硫酸	一	一
103. 液体硝酸	一	一
104. 液体亜硫酸	一	一
105. 液体硫酸	一	一
106. 液体硝酸	一	一
107. 液体亜硫酸	一	一
108. 液体硫酸	一	一
109. 液体硝酸	一	一
110. 液体亜硫酸	一	一
111. 液体硫酸	一	一
112. 液体硝酸	一	一
113. 液体亜硫酸	一	一
114. 液体硫酸	一	一
115. 液体硝酸	一	一
116. 液体亜硫酸	一	一
117. 液体硫酸	一	一
118. 液体硝酸	一	一
119. 液体亜硫酸	一	一
120. 液体硫酸	一	一
121. 液体硝酸	一	一
122. 液体亜硫酸	一	一
123. 液体硫酸	一	一
124. 液体硝酸	一	一
125. 液体亜硫酸	一	一
126. 液体硫酸	一	一
127. 液体硝酸	一	一
128. 液体亜硫酸	一	一
129. 液体硫酸	一	一
130. 液体硝酸	一	一
131. 液体亜硫酸	一	一
132. 液体硫酸	一	一
133. 液体硝酸	一	一
134. 液体亜硫酸	一	一
135. 液体硫酸	一	一
136. 液体硝酸	一	一
137. 液体亜硫酸	一	一
138. 液体硫酸	一	一
139. 液体硝酸	一	一
140. 液体亜硫酸	一	一
141. 液体硫酸	一	一
142. 液体硝酸	一	一
143. 液体亜硫酸	一	一
144. 液体硫酸	一	一
145. 液体硝酸	一	一
146. 液体亜硫酸	一	一
147. 液体硫酸	一	一
148. 液体硝酸	一	一
149. 液体亜硫酸	一	一
150. 液体硫酸	一	一
151. 液体硝酸	一	一
152. 液体亜硫酸	一	一
153. 液体硫酸	一	一
154. 液体硝酸	一	一
155. 液体亜硫酸	一	一
156. 液体硫酸	一	一
157. 液体硝酸	一	一
158. 液体亜硫酸	一	一
159. 液体硫酸	一	一
160. 液体硝酸	一	一
161. 液体亜硫酸	一	一
162. 液体硫酸	一	一
163. 液体硝酸	一	一
164. 液体亜硫酸	一	一
165. 液体硫酸	一	一
166. 液体硝酸	一	一
167. 液体亜硫酸	一	一
168. 液体硫酸	一	一
169. 液体硝酸	一	一
170. 液体亜硫酸	一	一
171. 液体硫酸	一	一
172. 液体硝酸	一	一
173. 液体亜硫酸	一	一
174. 液体硫酸	一	一
175. 液体硝酸	一	一
176. 液体亜硫酸	一	一
177. 液体硫酸	一	一
178. 液体硝酸	一	一
179. 液体亜硫酸	一	一
180. 液体硫酸	一	一
181. 液体硝酸	一	一
182. 液体亜硫酸	一	一
183. 液体硫酸	一	一
184. 液体硝酸	一	一
185. 液体亜硫酸	一	一
186. 液体硫酸	一	一
187. 液体硝酸	一	一
188. 液体亜硫酸	一	一
189. 液体硫酸	一	一
190. 液体硝酸	一	一
191. 液体亜硫酸	一	一
192. 液体硫酸	一	一
193. 液体硝酸	一	一
194. 液体亜硫酸	一	一
195. 液体硫酸	一	一
196. 液体硝酸	一	一
197. 液体亜硫酸	一	一
198. 液体硫酸	一	一
199. 液体硝酸	一	一
200. 液体亜硫酸	一	一
201. 液体硫酸	一	一
202. 液体硝酸	一	一
203. 液体亜硫酸	一	一
204. 液体硫酸	一	一
205. 液体硝酸	一	一
206. 液体亜硫酸	一	一
207. 液体硫酸	一	一
208. 液体硝酸	一	一
209. 液体亜硫酸	一	一
210. 液体硫酸	一	一
211. 液体硝酸	一	一
212. 液体亜硫酸	一	一
213. 液体硫酸	一	一
214. 液体硝酸	一	一
215. 液体亜硫酸	一	一
216. 液体硫酸	一	一
217. 液体硝酸	一	一
218. 液体亜硫酸	一	一
219. 液体硫酸	一	一
220. 液体硝酸	一	一
221. 液体亜硫酸	一	一
222. 液体硫酸	一	一
223. 液体硝酸	一	一
224.		

-0270

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

**RA' -0134**

0.161



第一軍團軍政部課長會議事覽

九月十一日午前八時十五分より

（本日の會議より武内局長の外吉岡、福田兩連絡官も出席することになつた。）

（スコット法務課長より）

大阪の集會行進等に關する條例問題は、いよいよ新條例案が決定して十五日の府會にかけられる豫定であるが、恐らく原文のまま公布される豫定である。これが公布されることは、全國の自治体に一つの範例を與えることになるであらう。急のため速調において決定した議文を取り寄せ提示ありたいと述べた後教育委員會問題に言及した。

（經濟課長兼税關課長より）

（ラジオ放送等によれば、今回の米及び甘藷の供出に關し、勧當超過供出分の半分は課稅を免除するという趣であるが、これについて連調から何か説明を得たいと述べたので、研究の上回答すべしと答えておいた。）

（福井震災のときに相當量の砂糖が被害喪失したことであつたが、調査の結果倉庫より盃み出されたことであつた。又大阪でも報價物資を多量に係員が持出した事件があり、日本側係官が信頼出来ないことは遺憾であるとの發言があつた。）

（經濟課長ホルソン東佐より）  
（運輸問題、鐵道貨車の増産等の問題につき報告した後）

（米國における米の生産状況と日本の產米との比較）（日本においては一エーカにつき七五ブッシュエルに對し、米では四六ブッシュエル平均でカリフォルニヤにおいては六五ブッシュエルであり。カリフォルニヤでは日本の生産平均を上廻つたことがあるが、これは一時的の現象である等。）をなし、日本の米生産の改良につき意見の交換があつた。

（經濟課長ホルソン東佐から）  
（重要事務等）  
（最近大阪商工局よりは經濟安定局等につき物資割當の濫濫につき尋ねたところ、郵便料が不足のため十分に郵送出來ないという現象を來している趣である。ついでには、官廳の公務郵便は無料制度とするこれを考究することが適當であらうと思ふと述べた。）

（情報課クレーベ大尉から）  
（次の間ににおける情報宣傳の計畫の説明があつた後、これについてリツトガース中佐より各課長において重要事項は密接に情報課に連絡するよう注意があつた。）

0273

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0162

0274

六 公共衛生課・アーティケス長から

〔福井地方の教育状況等の説明があつた後、  
口英智豊（アーミニアズノント・タフクス）が本年から地方税に導入せ  
られた結果從來共同募金（コンレニティー・エスト）等の募  
集の実行が実現されていたものが廢・課税種々の理由からこれを断  
りず免役困難となり、ために京都のみにても五百萬圓の相違を生す  
るが、これにつき何か適當な措置をとりとの質問があつたので、福  
井の上田答方に依しておいた。〕

〔教育課長アンダーソン氏より

「教育委員會委員の選舉は十月五日に行われることになつてゐるが  
今までの立候補者の顔ぶれを見ると、餘り實がよくないようである。  
教育委員会はこの教育委員會を利用して政治的活動に乘出されようと  
するものが多い。これについては良き候補者が出来るよう宣傳啓發に  
努めねばならない。又 Superintendent of School につきその選定は十月  
五日から東京において行われる講習會に出席したものから選ばれる  
又同じく十月五日から行われる青年教育指導者 Youth Leaders の講  
習會も十二日間に亘り開かれ、その講師にはそのため全国から  
赴くたる人が選ばれ、これに當ることになつてゐるが、その結果は  
樂觀出來ない。例えば、これに關する規定をみると、日本政府はこ  
の出席者の東京への旅行及び滞在費用に關し出来るだけのことを行  
るといふことになつてゐるが、果して遠隔地から出席する人の費用  
もカバーするだけ支出してくれるのかどうか、その金額等につき  
遠隔より情報をもつたいと述べ

〔教職問題係官大佐（名少佐から）

「近く行うべき奈良・和歌山地方の教育關係視察旅行につき説明した  
八 教職問題係官大佐（名少佐から）

本年度の教職狀況は甚だ不良であつて、近畿地方は推定平均約十九  
歳であるのに對し、九州の如きは六乃至九歳と推定される縣があると  
述べ、一般に教職問題につき日本政府は一段と努力し啓發宣傳の要あ  
りと述べた。

これに對し武内より

〔國少佐の有する數字をもつて研究の上意見を述べるべく又場合に  
より大蔵財務局等と連絡その他問題につき協力することが必要であると  
述べ、意見の交換があつたのち  
九 ハーレンズ軍政部長より

〔後發問題〕供奉問題につき言及した後

〔警察がもつと課稅その他の問題につき協力したいと述べておいた。〕

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

例えは公務員のストライキ等について軍政部の方より公表するか  
講義は不適當である。問題題は日本政府の問題研究中である  
り、いざれその結果が出てくると思われるが、目下種々論争實験が行  
われているわけであり。これにまきこまれるが如きは不適當であると  
の趣旨を述べた。

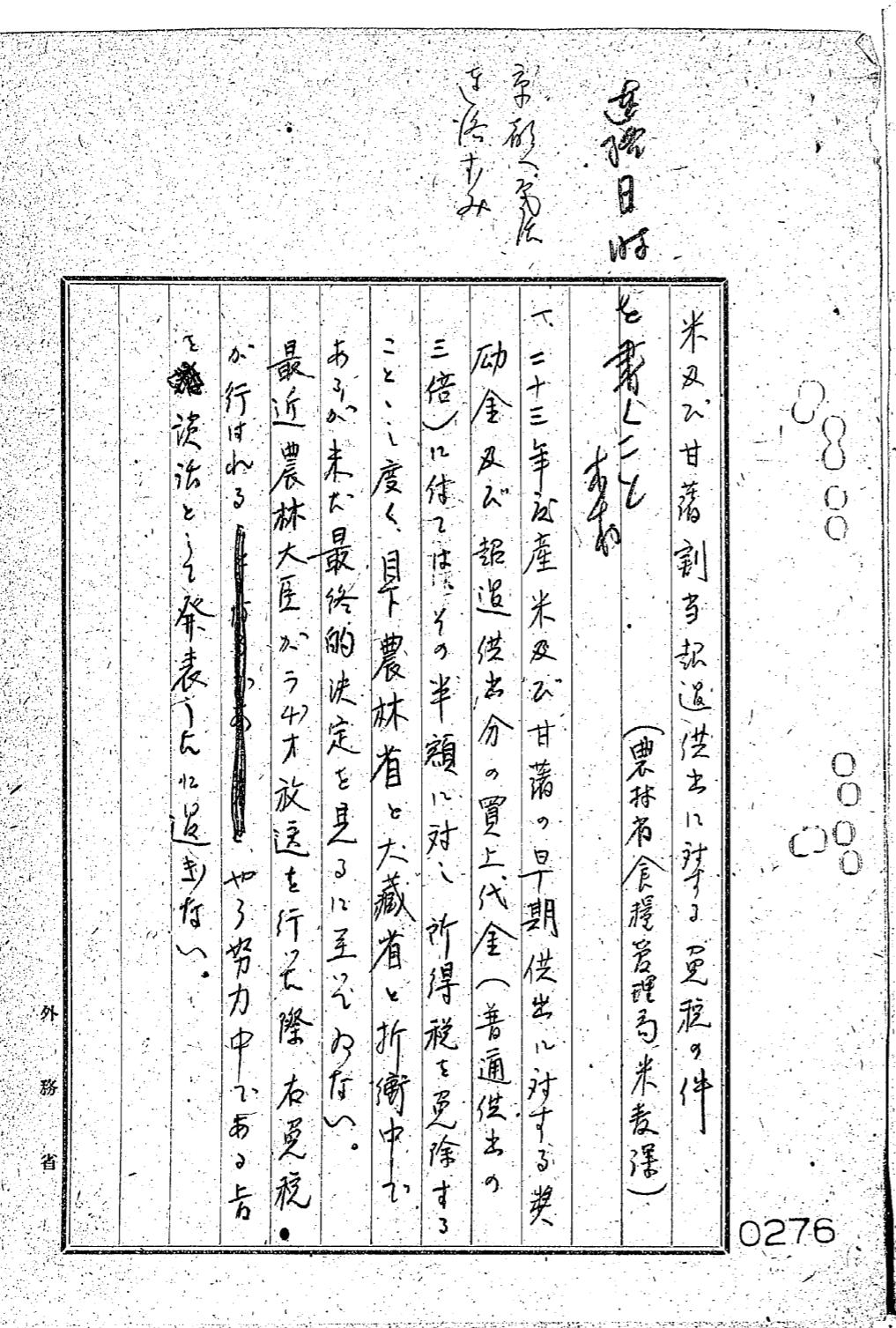
（一）最後に情報課長クラシ大尉から  
最近野菜その他種々の品目につき公定價格より安いものが出たため、  
開價格として不當扱いすべきか等につき議論があるようであると述べ  
種々試験あつた後、研究問題とすることになつた。

上

0276

0275

8165



RA'-0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0166

0277

0278

教育長指導主事、青年指導者、大學行政官、教育学  
部教授等講習、受講者に対する文部省側の補助金  
に関する件

(注) 連絡済み  
右講習受講者の為に文部省の補助額は一人平約百円。軍  
人で半算は計上してある。右百円は車と宿舎費として  
支給されるのである。  
宿舎準備は相当困難と見はれて道府県の出張所  
宿舎を利用する方々は意向であると夫に近県  
者、知人、親類等は寄居して通勤する者は付しては  
交通費が支給されるのである。

○ 旅行費は各自の負担とする。

平成元年(西暦1989年) 振舞

東洋銀行  
電波連絡局  
一十四年六月  
平成元年(西暦1989年) 振舞

○ 旅行費は個人の負担とする件  
一 地方財政委員会は八月十一日附「L.C.O.  
去次之手帳」(L.S.S.)を発行し、地方財政の運営  
と並んで件を送付。

○ 署名

A.P.T.A 及び コミニティ・ナエストの行方問題は対  
立入場税を賦課すると以此等の行方事業の目的に  
支障を来たすので対応税を徴收するとの申出が  
あるが、地財委員会は無伴入場料に対する税徴收を行  
改めて地方法の趣旨からみて事実誤認すべからずあり、  
このに依つて之等の事業の目的達成に支障を来たす場  
合(す別)補助金支給等の方針を考慮すべきである  
と考へる。

外務省

RA'-0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0279

但し之等の団体が他の自治法が二ヶ月三十日間に謂ふの支配に属したり慈善・博愛・教育の團体である場合は補助金は出せり。

二右書簡發送為日後は原生者からコンヌティックエストの行う事務は、之を從事通り次第の取扱いにして貰ひたゞ旨の9月1日迄、公衆衛生局延滞未審問の送付旨依頼(郵附)にて奉候。

右急見付し地の財政委員会は、口頭、刀湯役につき本善善その他の目的の監考はつりては、免役する旨の認定があつた。第二回公の地の稅法改訂にて湯役の地主は税額を減らさざり、その差額額定が藩主に上る。

右の如相対立する日本政府機関の見解を正式手書生上云ふはあ。

0280

1929年8月へ傳達する折ル行かねるので、閣僚會議(財政委員會)原生局(文部省)と公衆衛生局

一、本件入場税の問題は、他の財政委員会の主管である外務省の表向ヨミニテ、ナシストの監督官房である内閣文庫に在り、本件の物的有陳情を代つてやつてゐる。過剰なわざであるから、地の財政委員会の方と何とか話をつけ、費用を立て、旨を述べ(並陽)た事に依り事後合意をつけるに至つた。

R.T.A.の足掛共の豊田(大蔵省側)は、元諦安(元)は、地の財政委員長の前記書簡に対するは、まだ正式の回答がない。係官は入場税足掛の異はつりは右事前の趣旨口頭説明を表して置く。

外務省

RA'-0134

0167

幸便  
地方課長

急便

京連調第一六七號  
昭和二十三年九月二十八日

京都連絡調整事務局  
局長 武内龍



23.9.29  
文書係  
0281

第一軍團  
軍政部課長

曾禰長官殿

第一軍團軍政部課長會議の件

「第一軍團軍政部における會議議事覺」一九月二十五日の分一を別添送付する。軍内部の會議であり、我方のみで作成した覺であるから、取扱には御注意ありたい。

二、議事の中「西医学」については、現地一主として神戸一において相當米側の問題となつてゐることは新聞等で御承知の通りであるが、本件は厚生省等において、早きに臨んで日本政府としての態度を決定し、米側に説明する必要があると思われる。

三、軍政部に日本人高級アドヴァイザー（實際には軍政部の重要な部分を擔當することになつて來る）多數を雇用する問題は、その選を誤るときは、最も遅くべき通譯又は囁嚅政治を生ずるおそれがあり、この點については、當地において尋ね上とも先方の留意を促す所存であるが、中央においてもこの対策に關し、充分御考究の上第八軍に對し申し入れらる、等適宜の御措置を希望する。

四、以上及び議事覺に言及せられた諸問題につき、當方参考となる事項あらば御一報ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・神戸・大阪・九州各事務局

RA'-0134

0168

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

中央  
取扱注意

第一軍團軍政部課長會議議事録

九月二十六日午前八時十五分より

0282

(今回より武内、吉岡、福田の他大阪島局長も交渉の結果、参加のこととなる)

情報課長クーンズ太尉

○教育委員會選舉の件につき各美術館等において見せられるトウレイラー（短い宣傳フィルム）が到着しつゝある。

○總司令部視覺教育擔當官シリング中尉近く當地方視察の豫定  
○各府縣に専門の情報宣傳書類を置く計畫については色々に思うように行かず殘念であるが、今回各縣軍政チームに第一軍團長から本問題について参考案を送り、府縣側で希望のある場合には之れに基いて相談に乗るよう通達が下された。

これはその参考案の外、本問題に関する日本タイムスの論説の寫し添附せられてある。日本側の出席者に参考までにこの寫を差し上げる。

教育課アンダーソン課長

○教育委員會の問題は少くとも今までかつて見ない位盛んに宣傳が行なはれてゐる。

連日文部大臣、次官等がこの問題について、ラヂオ講演をしており、知事以下も熱心に説明をしているようである。（後刻武内より軍政部長及びアンダーソン課長に對し、本件宣傳は相等行われているようであるが一般の關心は頗る低いと思われるという事を二十二日の朝日新聞所掲の委員候補者立會演説會の寫真を示して説明し、更に東京、大分、大阪の例にならない他の地方においても、軍政部が教組及び共産黨からの立候補につき適當の措置をとることが望ましいと思う旨を説明しておいた。

來週は福井縣に行き學校建設の状況を視察する豫定である。

○衛生課長デイツカーソン太尉

○米側病院勤務の日本人看護婦、醫師のための學校については（京都第三十五病院及び福岡第十八病院において実施中）日本側においてその責任に基き、更に積極的な態度であったつて貰いたい。

○最近の大きな問題は、いわゆる「西醫學」である。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0169

0283

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0170

「西醫學」は醫學とは名乗るが頗る非科學的であり、例えばはい蘭  
が病因となることを否定する。

相當數の醫師を擁して盛んに彼等の非科學的な、いわゆる治療を行  
つてゐるに拘わらず、所要の報告等をせず、加うるに最近神戸にお  
いては、軍政部がその背後にあるか如き言辭を弄している。  
右に關しバーンズ太佐より、本件は日本政府の問題であるが、日本  
政府がやらねば、米軍側でこれを彈壓することとしなければならぬ  
との發言があつた。

#### 四 マーチン少佐へ蓄獣衛生關係

○目下米軍側蓄獣衛生關係者の講演會に引續き當地方日本側の蓄獣衛

生關係者の教育講習會を開催しつゝある。

#### 五 經濟課長ネルソン中佐

○福井の復興のための木材輸送と供出米の輸送との間の貨車繰り計畫  
が重太問題となるであろう。

#### 六 同課ヒンズ氏

○今期供出の食糧につき、農民に対する課稅は、昨年の收入によるべ  
きか、今年の收入によるべきかの問題は、今年度の收入によること  
になつた。

○主食の配給は一千三百一四百カロリーになるが、砂糖は一月一日

では矢張り主食として配給されるであろう。

#### 七 同課ホルツ氏

○目下の太問題は經濟調査廳の設立である。

これは各府縣においても關係廳を網羅した連絡委員會を作る筈であ  
る。

#### 八 電力節約の計畫につき研究中

○大阪港に硝安を輸入することにつき日本肥料公園から當方宛請願が  
あつた。

この結果二十五師團において調査を行つたが、倉庫その他に適當な  
場所がない。

すなわち湯氣、電氣配線等に缺陷が多い。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0284

右に對し

日本側官憲でこの缺陷を除去することとなつてゐるが、この結果危険がないと認められれば、本件輸入は許可される見込がある。・  
バーンズ太佐より

△法政課長スコット氏

○近畿地方不正入國者は増加の傾向にある。  
すなわち、前週は福井方面において百一名（三隻に分乗）を逮捕した。これは九州方面における警戒嚴重のため當方面に來ひたものと思われる。

右に對しバーンズ太佐から

これ等不正入國者は單に送還されるのみである。だがこれ等に對し刑罰を課するのか適當ではないであろうか、と述べたので、  
武内より

日本側は總司令部の命令に基いて措置しているのであつて、右指令によれば日本官憲は密入國者を發見した場合には、これを佐世保の引揚援護局「レバート・リエフ・ジョン・センター」に送付し、送還することになつてゐる。よつて彼等に刑を課することは米軍の手による他はないのではないかと思うが、研究してみたいと答えておいた。

○先般問題となつた超過出米の課稅免除のことは、日本政府の意見を總司令部が採用しなかつたため、實施されぬことになつた。（註、本件については、右が實施されることとなつたような新聞記事が最近あり、要調査。）

○先般連絡會議の際、京都市警察局長から質問のあつた中國人等の捕の際の手續に關しては、今週中に連調にお返事出来ることと思ふ。

△バーンズ軍政部長

○先週中には連調の主催により、近畿地方知事、市長との會議及び在大阪中央出先官廳との會議が行はれ、いずれも頗る有益であつた。

RA'-0134

0171

0285

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

殊に大阪の會議において自分が痛感したのは、過去における本軍政部と日本側との連絡の缺如である。例えば、同會議で取り上げられた問題の大多數は、平生からこれら官廳との連絡がよければ同會議においては取上げる必要なきものである。ついては今後は當方の電話番號も先方に通知し、先方の名簿電話番號も島局長より入手し、平生から電話その他で十分連絡を計りたい。

右に對し武内より

自分としては、これらの各廳との連絡の重要なものは當方を經由して行なわれることを希望する。

これは日本側官廳は語學等の關係もあるが、心理的にもしば々米側の意向をよく了解せず、自分の方で仲介する方が、結果がよいのは、しば々自分が経験して來たところである。

又連調としては連絡事項が如何に處理されつ、あるかという事を常に承知し、適當の方向へこれを促進したいと考える。殊に、當方から二名の連絡官を當司令部内に派遣しているわけであるから大阪との連絡には同人等をお利用ありたいと述べた。

これに對しハーリング太佐は

その點については、連調を經由せぬ場合はその電話等の内容の記録を連調に送付して、承知しておいて貰うようにしよう。と述べた。

- 先般の宗教關係首腦者會議（十八日行なれた佛教各派首班との會議を指す）については、近いうちに反響があるものと期待している。なお軍政部各課においては日本民主化に關係ある法律・規則その他の材料を常に取り揃えておかねばならぬ。
- 軍政部八員について、最近軍政部は資格の高い日本人をアドヴァイザーとして相當の高い給料（一萬五千圓前後）をもつて雇傭しうることとなつたのは御承知の通りであるが、右が實施された上は、各課に米國人は一人宛ということになつてくであろう。右に對し武内より

本件については既にアーティゲス課長からも話があり、具体的にも一、二人選に努力中であるが、こゝで特にお留意願いたいのは、日本人は軍政部の意向には最大の敬意を拂つていて、これらのアドヴァ

RA'-0134

0172

0286

アイザイの言うことは軍政部の意向として殆んど命令に近く取扱われているということである。よつてこの人選については、慎重にお願いしたい。誠に人格の上で立派な人物を選ばれることが最も必要であると思う。

右に對しスコット法政課長より

自分は部下の日本人職員に各地において講演させているが、これは如何なものであろうかと、質問があつたので、

武内より

その内容が軍政部として裏書き出来るものなら差支えないと答えたところ

バーンズ太佐は、各課の職員の言動については、各課長が嚴重にその責任を負うべきであると述べた。

○軍政部員の横濱への定期出張につき、先般アーティゲス氏から希望があつたが、この件はなるべく三ヶ月に一度位いは第八軍幹部と打合せのため横濱に出張することとなるよう取計いたい所存である。

○經濟調査廳の設立は、最も重要な問題であつて、かくの如き重大なる権限をもつた機構の長が不適任なものであることは避けねばならぬ。そこでその候補者が意思弱く、不適任な人柄である場合連調事務局にこれを告げることが適當であると思う。

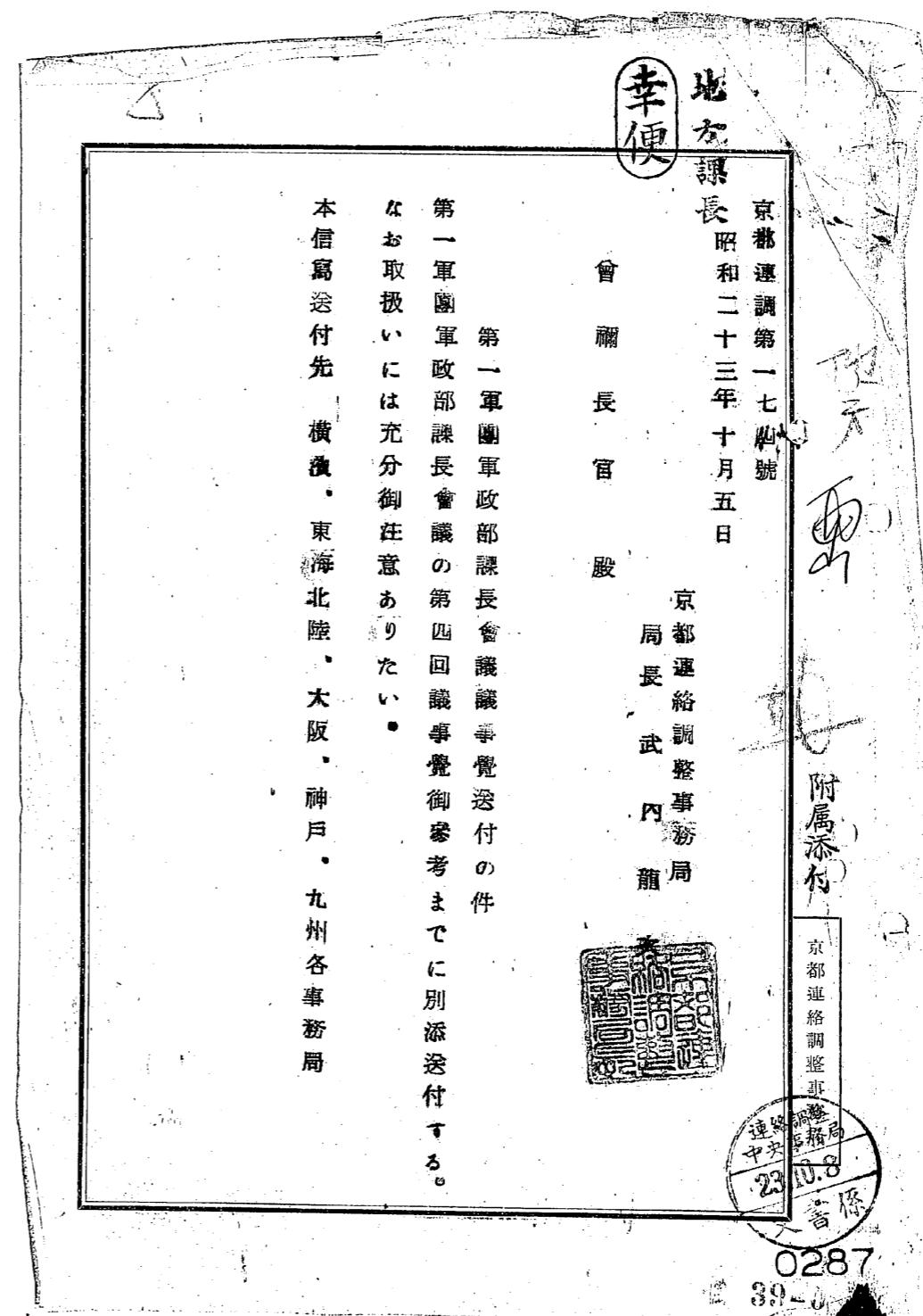
○軍政實施の上において、熊本・和歌山、殊に福井は充分の成績を上げておらぬが、福井の如きは人員の不足が甚しい。これについて適當な措置を構じたい。

○日本大阪で聞いた稅務署長更迭の件は自分は承知しないが、スコット法政課長はこれを承知しているであろうが、右に對しスコット民はこれを承知せずと答えた、武内より、本件は自分も唯聞いたゞけであるから充分調査の上報告することにすると述べた。

二、最後にスコット氏より

スタンプ・タリクス「取引税？」は進駐軍將兵も免除されぬことに決つたと述べ、これに對しバーンズ太佐より

日本側の實況を見たところでわ日本官憲はスタンプ・タリクスの徵収に餘り熱心でないよう見えると述べたので、武内より研究方述べておいた。



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0174

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

中央

**取极注意**

「第一軍團軍政部課長會議議事覺」

十月一日午前八時より

0288

（クレンス情報課長）

- 視覺教育「ヴィジュアル・ライブリーライブ」に關して總司令部シヨウウイング中尉に對し和歌山その他の施設の狀況を視察して貰つたが日本側は次第に理解を深めつつあるようである。
- 十月三日より一週間火災豫防週間「ファイア・プリヴェンシヨン」があるのをこれに關する啓發宣傳のため放送「ギルムニ」三準備中である。

○ アンダーリン、教育課長  
○ 今週中の主な出来事として教員の會合が二つあり、その一は大津における師範學校。他は京都における師範附屬小學校におけるものである。  
京都では教員としての専門的教養を高める目的でプロヴァエサシヨナル、エデュケーションアル、アンシエイシヨンが決議された。  
アーティゲス社會厚生課長  
○ コミニニティー、チエストの運動が昨日から開始された。  
○ 近く社會保險問題に關して根本的且廣汎なオペレイシヨナル、ディレクティヴが出るはずである。

○幅井の復興資金配布状況に關し・京都連調から數字を各課において所要の向は連絡ありたい。

○児童福祉の問題で少年審判所養育院を含む計画が進行中である。

○日本の演劇関係者の教育は進行しつゝある。  
マーケンス少佐

○保健所の實況について、滋賀、京都、大阪を視察したが、その中で整備されているのは京都のみである。滋賀については、縣と市の間の連絡が頗る悪いから、これを調整する必要がある。豊中一大阪

スコット法政課長  
るであらう。

來る教育委員選舉に投票する米國市民は國籍を喪失することになる

卷之三

**RA' -0134**

0195

これは主として二世が問題となる。右に對しベンズ大佐から軍政部からよく新聞發表により米國人に周知方取計らうことが必要であると述べた。

不ルソン經濟課長

○賠償問題につき民間航空工場の調査を行つて日本産業に對する貢獻各軍政部にこの趣旨の訓令を發した。

○目下シヤム貿易使節團が京都に來ている。今後賠償關係の各國使節團等の來る場合等においてV.I.P待遇につきこの種指令が多いために種々困難を來すので注意が必要である。

ヘビンツ氏

○米作・水害・ウングカの害についての情況報告。

○労働者加配米は一四合から二合に増加し、その結果炭坑勞務者の配給は一二五封度になる。二合七勺配給を十一月一日から行ふことになり、G.H.Qから要令された。

○九州において輸入砂糖中に微生蟲（マイクロスコビツク、ライス）がいることが發見されたが、これは煮沸して用いる必要がある。大分でこの件につき發表が行われた。

○冷凍工場（フリージング、ブリント）の増設が計畫されていて、これに對する化學原料の配給の書類がある。

右に對しマトゲンス少佐から冷凍設備不充のために鯨肉が一八一二〇%無駄になつている實例があると述べた。

ハホルツ氏

○約三週間前に大阪における產業復興公團手持の重要資材の處分について連絡（中止）を照會したところ、これらの資材は大部分G.P.Oの管理下にあることがわかつた。これに關しこれらの資材を賣却する等の方法により早く實用に供することを中央において研究中である。

○經濟調査廳の人員給與等について調査の結果を報告し、更に未だ實際の事件を取扱つた例はないと言つた。

右に對し・ベンズ大佐から、現在の各軍政部の納稅、野菜等の查察チームは、十二月十五日がらこの任務を經濟調査廳に譲つて解散する。従つて經濟調査廳の任務は非常に重大となることを日本側において特に留意ありたいと述べた。

右に對し武内より、これは全國的に查察チームが廢止されるのかと質問したところ、ベンズ大佐は「日本全体については鬼に角、少くとも第一軍團下では右の如く決定されたと答えた。

A Very Important Person  
司令部の内部的取扱の基準ならん  
監視のためには、取扱いに當る事務は、  
028◎

0290

○ 最近地方經濟安定局の人々と會談の機會があつたが、彼等は重要問題たる重要物資の登録・處分の問題を承知せず、心細い感じがした。

○ 統制團體中、府縣條例により設立されたものは、中央で解散命令を出すことが出来ぬゆえ、中央政府から府縣知事に對し、目的變更等適當な措置を要請した。

## 九、バーンズ大佐

○ 十一月一日からの執務時間につき日下二案がある。右につき執務能率上各課から本月十二日までに意見を提出して欲しい。いづれにしても一週四十時であるが、八時一五時までとし、土日曜休日二七時半一十二時、一時一四時一土曜日を除くの二案である。

○ 来週水曜正午までに各課において所要のアシスタント及びアドヴァイザーを成るべくなれば氏名を附して提出して欲しい。一右は軍團

軍政部と近畿軍政部の双方を含む。一なるべく書面で済まし、時間の濫費を避け度い。

○ 常軍政部と各軍政部チーム代表との會議は、なるべく書面で済まし、時後ともかかる場合は報告聽取者の立場に立つて要點主義を厳守する必要がある。

○ 自分は来週月曜日出發して九州に出張して金曜日に歸着す。主目的は石炭生産状況の視察である。福岡では地方及び軍政部長と會談の豫定ゆえ、各課で問題があれば全急提出のこと。

RA'-0134

8177

國務省及外司括省の共同決定を行ひ、次の決定を  
前記外交官又は領事官から本人に通告することと  
しよう成立たる。

3. 右二重国籍者はアメリカ国籍の喪失によつて当然單  
一国籍者となるやうであるが、其の事實は日本戸籍  
面には何等の変化を及ぼさない。

4. 但し外国人登録令第9條第二項は「外国人か外国人  
ではなくときは、その者は一百日以内に居住地の市町村  
長は登録取消書を返還しなければならない」と規定が  
あるから、登録取消書の返還を行ふ際は、日本の  
国内法上外国人との身分を喪失することとなる。

5. 右登録取消書の返還を行はないものとされる場合  
の事例は、日本戸籍の登録が外

外務省

0292

外務省

0291

六二三の教育委員選舉問題

(一九四〇年アメリカ合衆国公籍法)

第四。一条出生によると、又は帰化によると向は本合衆國  
国民たる者は、左の事由により、その国籍を  
喪失す。

(e) 外國に於ける政治上の選舉又は、外國領土の  
主權を決定する選舉又は人民投票への開票  
アソリカ外交官又は領事官の報告に基き、アソリカ

RA'-0134

0178

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

國人登羅令第十二章之罰則、及適用之法。

0294

0293

RA' -0134

0.19

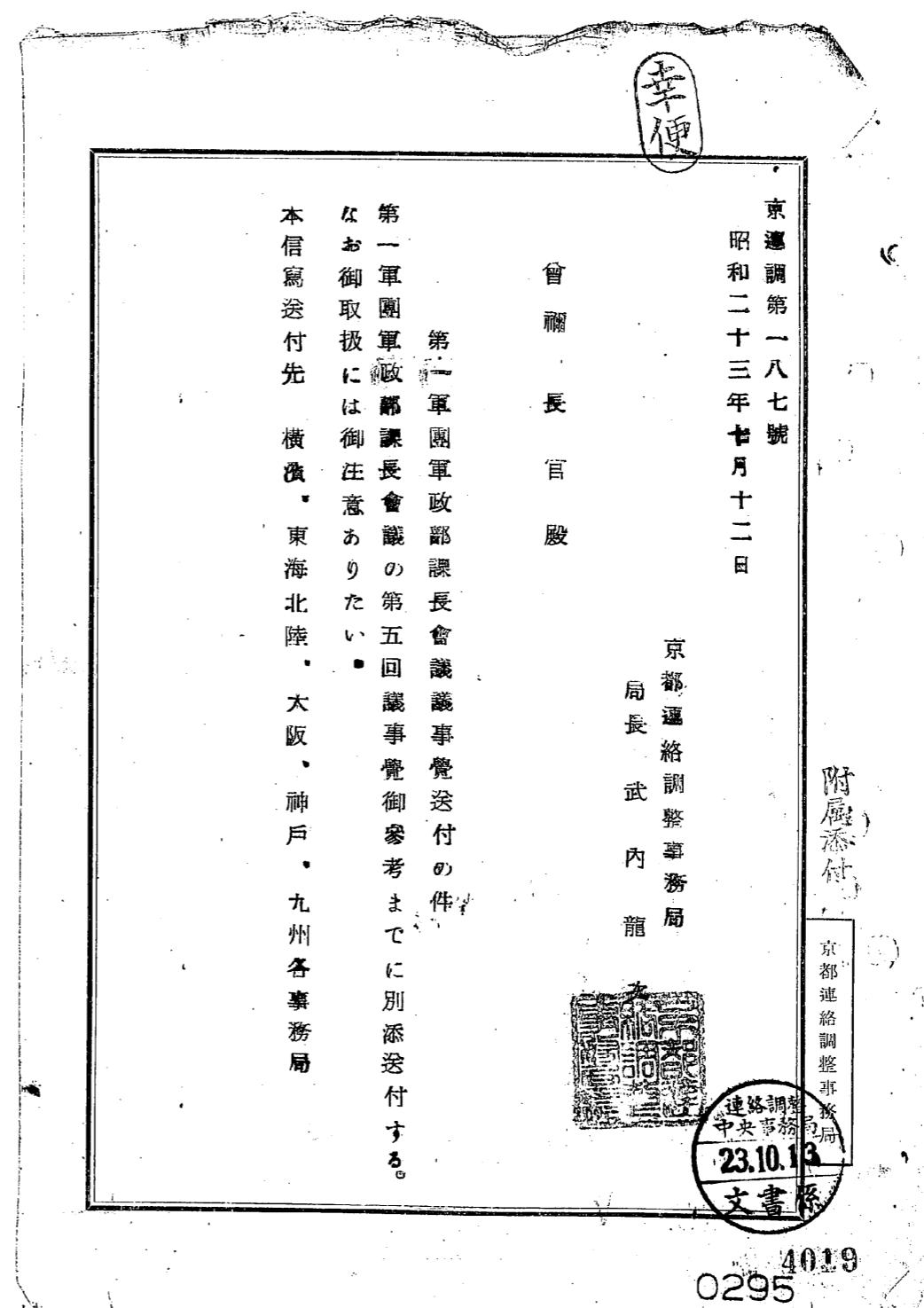
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0180



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

取扱注意

第一軍團軍政部課長會議覺

十月九日午前八時十五分

出席者

武内局長・島大阪通譯局長・吉岡・福田南通譯官

23

文

一クラインズ情報課長

省略

二ディイツカーネン公衆衛生課長

省略

三教育課ミス

省略

○教育委員選舉に關しては、當選者中四十%は教員であり。その他この選舉に關連しては、大分等で共産黨が多少の動きを見せた他、政治運動はさして見受けられなかつた。

四アートティケス公共福祉課長

○皮膚病に關し、教條日本各言語が連絡協力の關係を密接にして來たのは一つの進歩である。

○ヘレン・ケラー女史の件。

○本月二十七日、八、九日の三日に亘り各軍政部監督係据備官會議を開催するが右會議には第一軍團のみならず、第九軍團、第八軍かもも出席の豫定で由下準備中である。

五經濟課不ルソン中佐

○オペレイショナル、ディレクティヴ五〇號をもつて經濟調査局の組織・活動についての報告をすべき旨指令があつた。

六同課ヒンツ氏

○本價は三千五百九十五圓になつたがこれは客年の一千七百五十圓に比し三倍に當りインフレイションの進行を物語つてゐる。

○九月七日の賃金決定に基く基質・総代値上の件。

○百以上の商品の價格抑制よりの除外に關する最近の決定の件。

Oriental extension

七同課ホルツ氏

○賃金用飛行機工場の數量は近畿・九州は既に終了し東海北陸は未だ報告はないが殆んど終了の見込である。

○中央より西下のライシユリー氏（一）とプラチナ、金・銀等の物資生産のための使用についてチエックを行つた。日錦所蔵のこれら貴金属が實際に生産者に割當られ且使用されるまでには相當の暫流れがあるので、これをチエックする必要がある。これら貴金属の現在

0296

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0181

0297

高は販る少量であり然にプラチナにおいて然りである。そこで日本側に希望したいのは、商工局等の關係課がこれら資金歳の代用品を考えることであつて將來これらの供給の増加する見込もないことゆえ、その必要は大である。例えは銀の代りにブロンズを用いることは看過である。

○ 経済調査廳の人員充足狀況説明

右について柴橋安本長官の逮捕が經濟調査廳の擴充發展に影響ありや等につき論議あり。

○ 賠償用航空機工場の調査は來週中に完了の豫定である。

ヘ 国務モラン氏

○ 最近一連間の労働問題の狀況は先週より良好である。電産は調停に同意し抗労争議は平和的に行われつゝある。賃銀問題は一ヶ月中に合意を見るとの豫想もあるが、これは樂觀的過ぎるかも知れない。

四 スコット法政課長

○ 教育委員選舉については大して不正乃至鉛附等はなかつた模様である。

○ 第三國人關係犯罪に対する令狀一ウオーラント一交附の問題は更に上級當局に問合せ中である。

○ 朝鮮の國旗は自由に掲揚させないことに方針が決つた。

○ 右に對しベレンズ大佐より北鮮の國旗の模様等を八軍に問合せるべき旨の命令があつた。

○ 取引高優の成績は頗る不十分である。

○ 法政課では近日中に總選舉が實施されるやも知れぬ事態に備えて研究・準備中である。

○ ヘンク少佐は横濱軍政學校に趣く豫定である。

ナリットガース中佐

○ 土曜日朝のこの會議においては辰るべく全員に關係のある問題の要點を簡潔に述べるよう御注意ありたい。

ナーベンス軍政部長

○ ウィング少將は軍政部の活動に多大の關心を持しているかも活動状況の報告には會議要錄一カンヴァセイシヨン、アブストラクト

その他の一層迅速・正確を期せられたい。

卷下

十三 藝文圖錄

- 九州視察旅行は非常に有益をつた。石炭問題については炭坑中にも入り十分観察したが、安全維持關係においては不十分であると痛感した。石炭の増産計画については今後ストライキ、不時の災害がなければ今年末には生産目標に達するものと思われる。

○別府で花柳病の問題が非常に重要なと痛感した。これについて有効確切な手段を速に採用することが必要である。

○地方視察の場合には軍政部係官の報告聽取に止らず、進んで例えば病院、工場等の施設を親しく覗むことが肝要である。例えは兒童労働の如きにしても自分は京都その他各地で幼年兒童が労働に従事しているのを見た。その際年令を聞いて十才との返答を得たことも幾々である。

○右問題については、驥々八軍に講習しているが、補答がない。大体において、課題は日本衛官団のみで質題出来ることになつていて、と述べた。  
右に對しスコット課長より  
この交渉を行はずとの至り、足踏みとなつていてる。税金も莫大であるので、このゆえ研究を願いたいと述べた。

喜島大阪通譜居長五

- 問題になつたデモ行進に際する市條例は去る五日市會を通過し條例第七十七號として即日施行された。

○都市計畫区域内の買收耕地の蓄保（所謂五年確確保）の問題に關しては、大阪府では双方の對立が激しく未解決の状態であるが、今月中に措置を要するので、知事は決定する事に決心した。その實施に當り知事がやり易いよう草政部で東京草政部の聲明を假て措置を取つて動きだいと述べた。

0298

右に對しバーンズ大佐より

○この問題に關しては日本側で腹を決めて鬼に角やるべきものはやらねはない。世論に訴えて知事の執らんとする措置が正しいことを努力してのみ込ませる方法が最良であると信する。知事の措置が正しいことを軍政部の聲明等でバツクして貰らうという方法は質成出来ないと答えた。

0299

RA'-0134

0184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0300

## 追記

右會議後別室でバーンズ軍政部長と武内局長との間に左の趣旨の会談が行われた。

バーンズ大佐より

④九州筑後の安全維持状況の不良については中央政府が現地に保安關係技師を派遣し、現實にこれをチエックし、資材等の割當指令も行うことが有効と思う。

⑤別府のV.D.花柳病の一の問題について自分の心配しているのは、主として米軍兵士の問題だが、これは同時に日本人の問題であつて、日本政府において適切な措置を講ずることを要する。

⑥譲税問題については、初め軍政部は六十パーセントを今年中に確保しようとしたが、スワイング少将は、所得税を年末までに、年度分の百パーセントを徵收し、來年一月乃至三月の間に滞納額の整理を行いたいとの方針である、と述べたので

武内局長より

自分としては、百パーセントは無理だと思う。これは技術的問題ゆえ

研究した上で意見を述べたいと、述べた。

これに對しバーンズ大佐は

或は七十五パーセントを目標にするのが正しいかも知れぬ、いづれにせよ、建議からの意見を早く提出して貰いたい、と述べた。

⑦中國人脱税問題に關しては、スコント氏をも招致し、次の如き交談が行われた。

スコント氏より

課税問題・民事等に關する第八軍指揮につき説明した後、更に直ちに第八軍に総會したいと述べたところ、

バーンズ大佐より

自分の見る處では、顯著な脱税者に對し、米軍側で搜査令狀「ウオーラント」を發出することは差支えないと思われる。  
さうでないどこの問題は又停頓し何時までも解決しない懸れがある。  
と述べたので

武内局長より

日本側としては法律問題が判然と決定するのでなければ、稅務署方面

RA'-0134

0185

0301

でも、中國人を懲れる所を伸々思い切つた措置に出られないのではないかと思う。問題は一日を争う性質のものでないことを叫え、假に來過の水曜日を期限として、それまでに日本側の足並みを揃えて貢下に報告することにしたい、と述べたところ。

バーンズ大佐より

米軍側としては、衆も角・軍政部に對し、説教署長から請求ありしときは、検査令狀一ウオーラント一を交附するよう訓令を出しておくから。日本側では最も頗る著な脱税者をこれに基いて處分し、これにpublicityを與えること然るべしと述べた。

これに對しスコット氏より

命狀を交附する米軍側の權限は軍政部ではなく、軍團ではプロヴァスト・マーシャル、神戸地盤では基地一ベイス一指揮官であると述べたところ。

バーンズ大佐は

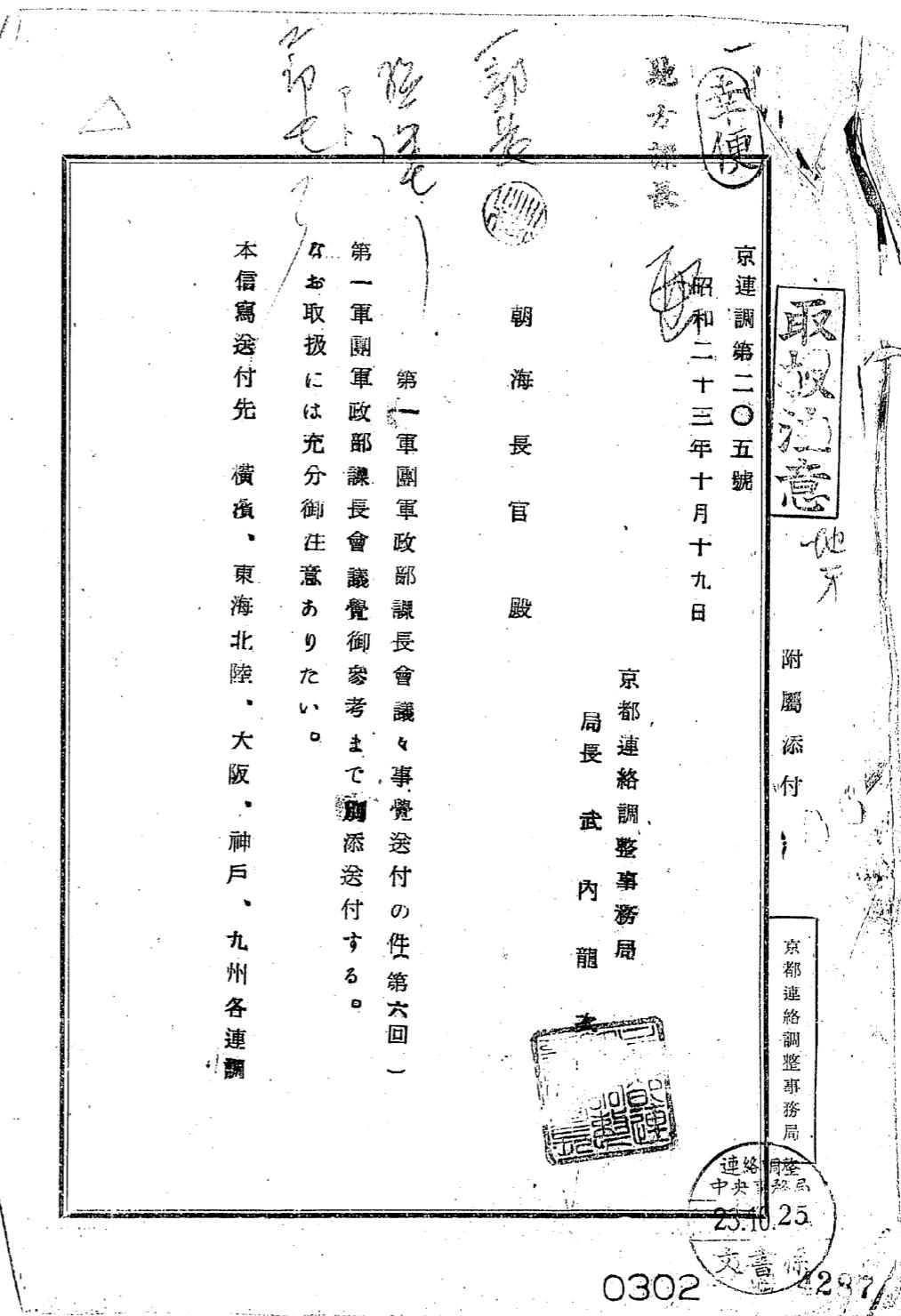
◎然らば、第一軍團長の名で訓令を出し、神戸については、軍政部より基地指揮官に連絡されることにしよう、と述べた。

右に對し武内局長より

◎日本側としてはこの問題は重要であるから、財務局長等と連絡して十分に準備及び促進を計り、その結果を報告しようと述べておいた。

RA'-0134

0186



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0187

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

中央  
取扱注意

第一軍團軍政部課長會議覽

十月十六日午前八時十五分より

出席者 武内局長・島大阪連調局長・吉岡・福田兩連絡官

マクレンズ情報課長

○各地の「工業ルーム」に對して各種の米國雑誌類が多量に供給される

ことになった。これは各地で過剰になつたものを二・三ヶ所の集配所（デボウ）に

集め、ここから各府縣に分配されるわけである。

○映畫の件一日工場映畫試寫を各係官は檢討して欲しい。

○今後強調される重要な問題は公民館（スイティーズンス、パブリック、

ホール）の問題であろう。

大津にはこの比較的良いものがある由ゆえ、觀に行きたいと考えて

いる。市民の集會所たる公民館が如何なるものたるべきかと云ふよ

うなことについて一般に周知せしめる必要がある。

右に對してバーンズ大佐より名古屋で實施した裁判劇（モック、トライアル）は非常に成功した

激賀縣で實施した労働問題に關する劇も非常に成功だつた由である

から。これを他府縣にも及ぼすことを建議で考へては如何と述べた。

右に對しモラン氏より

和歌山軍政部の有能な日本人使用者を八人免職した由だが、かかる

日本人使用者減員の方針が樹てられたのだろうか。（右に對しモ

ラン氏はこれを否定し調査することになつた。）

○近畿地方の婦人指導者について

○和歌山縣を視察したが、映寫機は六ヶになり縣内各地で利用されて

いる。

○總司令部において最近宗教問題に關心を示しつゝある。來源一名、

視察者が總司令部から来るが、その目的は（學校における宗教教育

禁止の緩和）京都の神社・佛閣等の重要建築又は國寶から學校生徒

を遠ざける方針の緩和の二點にある趣である。

○港灣における防護を日本側に移管する件は十月一日に實施され

であつたが無期延期となつた。

○看護婦教育の件

○チブスの豫防について大阪では、市外よりの通勤者（コミュニティー）

又は官公吏等に對し強制的に豫防注射を行うという話があるが、こ

の措置が合法的か否かは自分は承知しない。

○スコット法政課長

○ヘック少佐は横濱に赴き、税問題を打合せ中である。

0303

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0188

- 中國人その他の第三國人に對する租稅徵收關係の令狀發出に關する  
指令は發出済である。
- 右に對し武内局長より自分としては財務局及び各稅務署において統一ある有効な處置をとるよう斡旋し、もつて米側の好意ある措置に報いたいと考えていて述べた。
- 花柳病豫防法を英譯中であるから近く關係方面に分配する。
- 朝鮮人の密入國は九州の方面が取締嚴重になつたためか、近畿地方において増加して來ている。最近和歌山縣の御坊で五十名逮捕した例がある。
- 右に對しバーンズ大佐より  
この問題は長い間の懸案であるが何とか密入國者を嚴罰に處する等具体案を考え出さねばならぬと述べたので。
- 武内局長より  
自分の承知するところでは、密入國者に對し、六ヶ月までの投獄をなし得るが右は密入國者にとつては本國における生活水準にも鑑み余り苦痛にならぬようである。と述べた。
- 横濱において十一月一日より五日までの間、法政關係官の會議が行われる豫定である。
- 運調より北鮮の國旗の圖案を入手したゆえ、掲揚禁止参考として各方面に配布する。
- △ネルソン中佐
- 六 ビンツ氏
- 各種機械賃貸の件
- 観察等のため當地方に來る貿易業者、外交官等があるが、その待遇は屢々紛らわしく、面倒である。貿易業者は大体貿易廳がこれを取扱うわけであるが、最近は國連代表者として外交官の身分を持つていながら、現實には貿易關係の仕事をやつしている者等もある。
- オリエンタル、エコノミスト誌は仲々良い資料を載せてゐるゆえ、軍政部各課において一應目を通されることをお奨めする。
- 麥調は三重縣を視察の豫定である。
- ヤホルツ氏
- 労働加配食糧を工場で配給する制度を變更して家庭配給にする問題は結局反対が多く從來通り工場において配給することとなつた。
- 近く Food adjustment committee の委員の選舉がある筈である。
- 來調は兵庫縣に趣き、米の供出會議に參加する。運調においてもこれに參加を考慮せられたい。
- 航空機工場の調査は完了して撤去に關するレコメンディシヨンを提出した。神戸・大阪・名古屋の工場の撤去をリコメンドしたのは輸送及び荷造資材等の問題を考慮した結果である。
- 地方における輸出手續簡易化的問題。
- 經濟調査廳の活動狀況、人事に關する報告。

右に對しペインズ大佐より  
經濟調査廳は九月十五日から開廳することになつていながら、人事  
は一向に進捗せず、事件の調査及び摘要も殆んど行つていないので  
概要に耐えぬ。日本政府におけるこの經濟調査廳の重要任務に鑑み  
大いに促進を計つて欲しい、と述べ  
更にスコット法政課長に對し、徵稅審察官一タクス、インスペクタ  
ーの活動状況の調査を命じた。

○前にもこの席で問題にしたことがあるが、E S B - E I B 等は郵便  
料の豫算不足のため十分に事務の遂行が出来ぬ状況である。これに  
對して、官廳郵便を無料にする制度の緊急の採用が必要と思う。  
○來調は大阪に出張し、復興博覽會・その他の視察の豫定である。

モラン氏

アーティケス社會幅社課長

SOP Standard Operational Procedure

に措置ありたい。今調中はSOPをしらえる。

○前調中はヘレン、ケラーラ女史來調のため多忙だつた。各方面から  
贈物が多く、京都では未だ荷造りが済んでないような状況である。

○二十七日より開始の社會幅社懇談の會議につき各課から關係の問題

につき出席説明されることを希望する。討議の主題は、例えは兒童  
労働の問題等各課に關連のある問題が多い。

○右に對し、ペインズ大佐より  
兒童労働の問題は前回も述べた通り、最も大事な問題であるが、こ  
れに對して一般に教育が普及すれば、兒童労働が次第に行われなくな  
るからそれを待とうなどと考えるのは誤である。最も必要なことは  
は顯著なる法令違反の雇傭者を處罰して、これを公表することであ  
る。これによつて一般の雇傭者を戒めることが出来るわけである。  
賦稅の問題についても同様であつて、適切な方法によらねば工不ル  
ギーを浪費するだけである。即ち脱税者中の顯著な者を嚴罰に處し  
これを公表することが他の脱税者の納稅を促すことになるわけであ  
る。と述べた。

エンゲルハルド大尉

○ミラー少佐  
○軍政部報告に關するオベレインヨナル、ディレクティヴ五十三號の  
説明等。

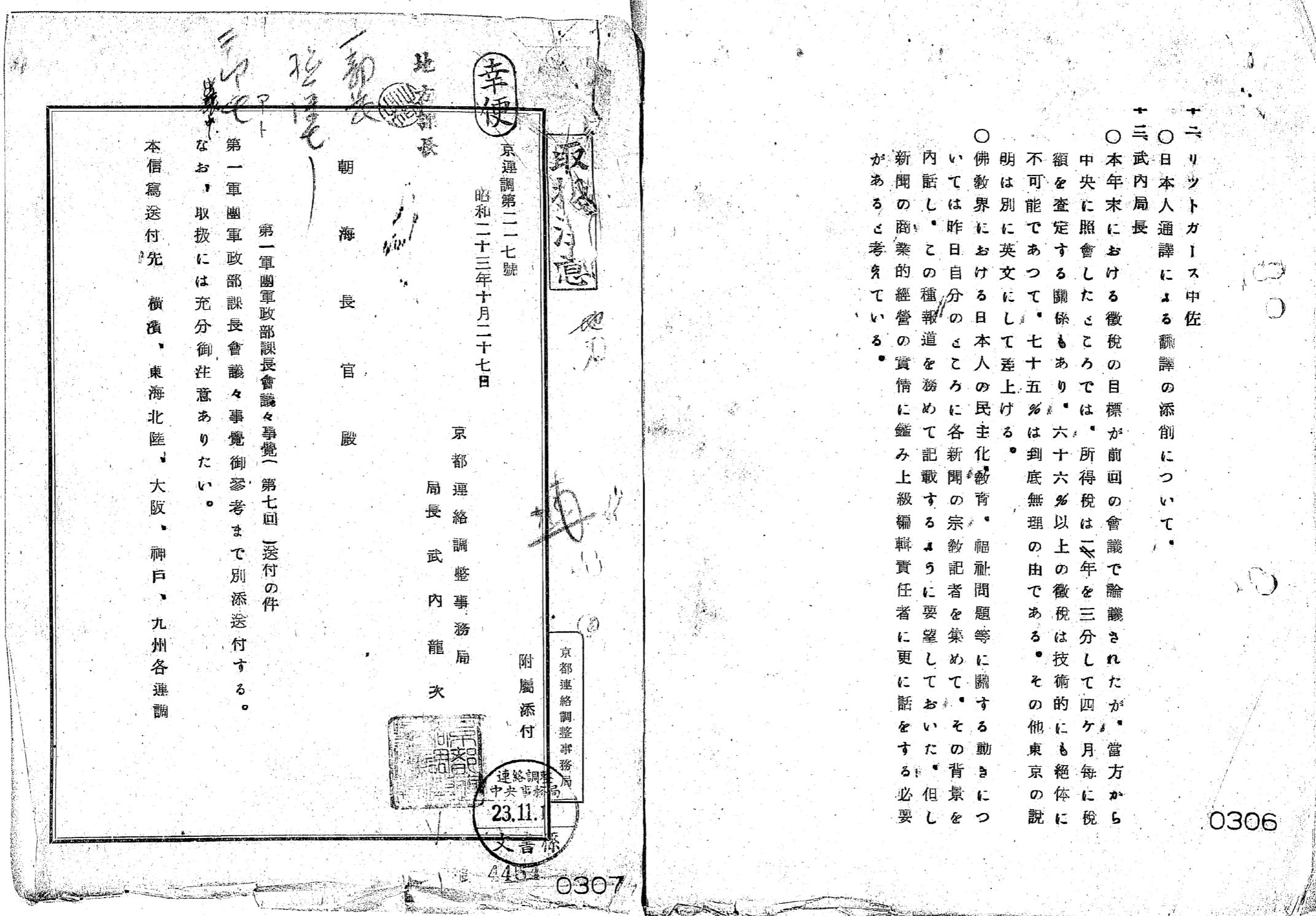
卷之三

十三 武內局長

0306

○本年末における徵稅の目標が前回の會議で論議されたが、當方から中央に照會したところでは、所得稅は二年を三分して四ヶ月毎に稅額を査定する關係もあり、六十六%以上の徵稅は技術的にも絶対に不可能であつて、七十五%は到底無理の由である。その他東京の説明は別に英文にして差上ける。

○佛教界における日本人の民主化教育、福社問題等に關する動きについては昨日自分のところに各新聞の宗教記者を集め、その背景を内話し、この種報道を務めて記載するようになっておいた。但し新聞の商業的經營の實情に鑑み上級編輯責任者に更に話をすると必要があることを考えている。



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

**RA' -0134**

0 : 9

印文  
交換注記

第一軍團軍政部議長會議々要覽

十月二十三日午前八時十五分より

出席者 武内蔵長・島大阪連課長・吉岡・齋田副連課官

0308

一 ホルソン 貿易課長

○ 通商問題に關してオベレイショナル、ディレクティヴ十三號が出て  
いる。これに基いて軍政部も日本輸物資の輸送のチニックを行なうわ  
けである。日本側は訓令十四號によつてこれを行うことになつてい  
る。

○ 大阪港における確安の倉庫の問題はその後第二十五號も検査の結果  
全地域ではないが相當に埠塲を擴大出来るようになつた。

○ 金澤における會議でも問題となつたが主要都市の遠路修復計畫のた  
め六千噸のアスファルトが放逐されることになつた。その内京都、  
大阪にも大部分給されることになつているから京阪神の道路も改善  
されるであらう。

○ 朝鮮人團体から示威行進用等にカソリン特種要求があり、日本側で  
これに感じてゐる事例があるがこれは正當ではないとの經濟科學局  
の意見である。カソリンはすべて軍事目的のために用いられるべきで、この種要求  
を日本側は断乎拒絶すべきである。

二 同謀ハンソン氏

○ 従來漁業調査のための船舶に燃料を使用することは許可されていな  
かつたが、今後は當該用船において漁業用燃料から必要量を差引い  
て用いる場合には許可しないことになつた。

○ 船隻又は水雷の結果に多く木綿の供出割當量の減額の數字が表示さ  
れたがこれによると近畿は九%，東海北陸は三%，九州は三.六%で  
あつた。府縣別に該署名のものを見るところ十七省大阪が十六%和  
歌山が十四%長崎が十一%等である。結局、全國的に見ると今年ま  
上は余裕好成績を挙げたと支那側來電である。然らず今年の現状  
止は余裕好成績を挙げたと支那側來電である。

三 ホルツ氏

○ 船價問題について講合を受取つたが、これによると從來船價機械の  
評價等に關しては、軍政部は何等通報を受けなかつたが、今後はこ  
れに關心することになつてゐる。

○ その後引續き經濟調查の人員充足の模様等をチェックしているが  
現在のところ、近畿は二十%九増及び東海北陸は十八%の程度であ  
る。

○ バイヤーの活動、監督に關して、新しいオベレイショナル、ディレ  
クティヴを受取つたが、これによると今後は各軍政部もクアランタ  
イン等の問題には關與し、ブロウオウ、マーシャルと連絡して、こ  
れに當ることとなるわけである。

○ 大阪の復興博覽會に未だ行かれない軍政部には一見をお奨めする

RA'-0134

0192

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0309

既に産業訓練及び民間情報教育監視方面的關係官にとつて興味あるものが多き。

○アルダレン大尉（労働課長モラン氏の後任者）

○今月中近畿地方の軍政部労働監視官會議を行つて今後二ヶ月間の目標及び計畫をサジエストした。

○電燈のストップは擴大しつゝある。今日からは京都でも日級機の停電ストップが行われるはずである。これが今後更に擴大すれば第一軍團の問題となる。又、管下における重要産業の生産を停頓させることになる。

○デイツカーリン公衆衛生課長

○マス、カーターが着任したが、來週月曜から勧誘するはずである。

○その仙はすべてルティーンである。

○六クーンズ情報課長

○名古屋で行われた模擬裁判（モック、トライアル）の台本を手に入れたが、これをそのまま近畿地方で再演することは出演者が専門の俳優三人のみで、後は現職の判検事である監修上不可能であることが判つた。しかしこの筋書きに従つて連絡等の脚本で當地辯護士會において同様の読みがなされる可能性を打診するつもりである。

○新らしいファイル「ニュー・イングランド」を受取つた。

○アンダーソン教育課長

○先般バーンズ大佐が問題とされた少年労働に関するのであるが文部省は十一月一日より十日まで年少労働者保護強制運動として未成熟者保護の宣傳を行うことになつており、少年婦女労働保護委員会はこれを對しバーンズ大佐より、こういう際に宣傳啓教を行うのは勿論結構であるが、現在年少労働者の就業を禁止する勞働法存在する以上、當時これを實施して右運動の到来をまたすともどしどし違反者を説教し、これにパブリシティを與えることが大切であると述べた。

0310

へた。

○ 学校給食に關しては新聞にも報道されたが、粉ミルク及びスープの事が、その調理法の十分周知されてやらぬために、空しく捨てる事が多く、二十多も無駄になつてゐるといふことである。

○ 宗教教育禁止の嚴重な規定、特に學童の社寺參拜禁止の緩和方を自下総司令部において考慮中である。

ペアーティゲス社會體社談長

○ コミニニティー、チエストの成績は極る不十分の模様である。  
○ 當軍政部内に共同募金の箱を配布したから各伍の何分の御寄附を希望する。

○ 右に關しては、當地において警察能力機謹としての治安監査が三千七百萬圓の寄附金を目下集めつゝあるのがこのコミニニティー、チエストの寄附と同時に行われてゐるため（東都コミニニティー、チエストの目標額は五千萬圓）その不利な影響を受けているものと思われる。

右に對し、アンダーソン氏から  
九月三十日  
自分の簡便に關いたところによれば、警察能力費の寄附金募集のために警察官が戸別訪問を行つてゐる趣である。と述べ  
スコット法政談長

軍使

0194

○ 先に關してた朝鮮人による示威行進等のためのカソリン採用は去る三月以来禁止されているところである。

○ 中國人の旅税問題については、ヘック少佐が第八軍と打合せに來たのであるがその彼も參照明確を缺くものがあり、今度も引續き先程、當軍隊より提出した連合國人、特に中國人の徵稅手續に関する討議を行わざるをえなかつた。即ち當方では必要な場合、徵稅署の要求に過ぎ、中國人に對し搜查その他の會狀の提出を行ひ得る旨、管下直取締に通達済である。ところが神戸港地司令部では、徵稅手續は日本側において取扱うべき問題であるとして、令狀の提出を拒否している。但方、英國から入手した電報によると、神戸港地及び第八軍においては、この問題は過去において糾弾されてゐる指命によつて明瞭にている。但方、英國から命令を受けた上でこれを行うようとの明瞭な訓令を受けて、おり、從つて昨日も大阪財務局長以下とともにヘック少佐の許で會談をしたのであるが、現在のまゝの事態では、大阪市では中國人に對し搜查差押等の措置を行ひ得るに對し、神戸では傍聴する他ないが自分の考案では、かゝることは徒に最も重要な

日本側各稅務署及び財務局は、中央から中國人に對する搜查その他の軍政部から令狀の交附を受けた上でこれを行うようにとの明瞭な訓令を受けて、おり、從つて昨日も大阪財務局長以下とともにヘック少佐の許で會談をしたのであるが、現在のまゝの事態では、大阪市では中國人に對し搜查差押等の措置を行ひ得るに對し、神戸で

は傍聴する他ないが自分の考案では、かゝることは徒に最も重要な

日本側各稅務署及び財務局は、中央から中國人に對する搜查その他の軍政部から令狀の交附を受けた上でこれを行うようにとの明瞭な訓令を受けて、おり、從つて昨日も大阪財務局長以下とともにヘック少佐の許で會談をしたのであるが、現在のまゝの事態では、大阪市では中國人に對し搜查差押等の措置を行ひ得るに對し、神戸で

0311

0195

神戸の中国人の脱税者及び漁船者に專門の登録を見つける。専門の開からも中央に連絡するが、遂に神戸の態勢が明瞭になるよう取計り頼みたいと述べた。

これに對しバーンズ大佐は、神戸の模様が豫期に反して効く行つてないのは遺憾である。早速スイング少将にも話をして迅速に解決する心算であるが大阪、京都における指揮はこのまゝ進められたい、と述べた。

ナーラー少佐  
○ジョンソン、シニエツブ氏、牧師一牧師より映画撮影に續き、便宣携興方依頼があつたが、本人は宣教師であり占領軍との正式關係が如何なるものであるかその點が不明確であるから、それをさづ確めて後使官旗典の調査を決定したい。

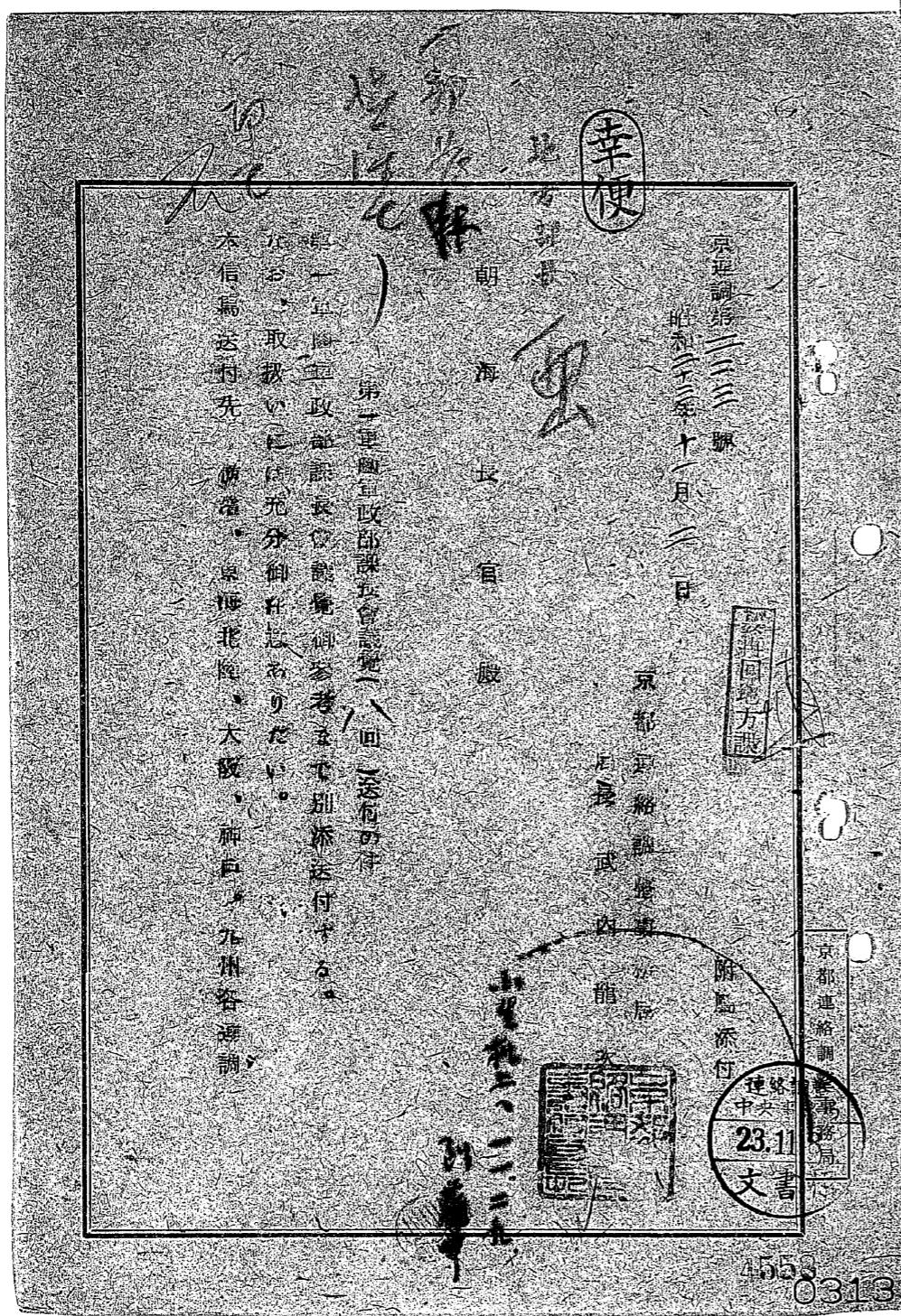
ナーエンゲルハート大尉  
○秘書の義理は机上に書きだしで書かぬよう、必ずその上に別のものを書いて表面に出ぬようにしておいてもらいたい。保管にあたつても鏡のかゝるものにしまつておくことを忘れないようにしてもらいたい。

ナーリトカース中佐  
○来週は二日間各將校は演説別聴の練習があるから、各人何日の日に當つていいかをよくみておいて貰いたい。

ナム武内局長  
○經濟調査廳の人員充足及び活動の状況に關しては、當方に在いても御意証を出して、その結果を御報告しているが、最近我見したところによると、滋賀縣等の經濟調査廳地方機關では、未だ中央政府から全然課算の送附も受けていなさいことが判明した。これは技術的理由によるものと認められるが、更に調査中である。

ナム武内局長  
○自下旅行季節であるので、多數の学生が團体旅行をして京都に來ているが、これらは神社・佛閣の境内に立入ることを得ぬためこれらを避けて、行動する必要があり、市外・施設等を見物して歸るという状態であるが、遂に何等かの調査措置が望ましい。

ナム武内局長  
○右に續しバーンズ大佐及びアンダーリン幹事課長、スコット法政課長の間に意見の交換が重つた後、バーンズ大佐より先様附が出来たが、總司令部命令が近く當地に出席して來ることなつて、目的の一は本件であるから、近く何らかの統和指揮が執られるものと想う、と述べた。



○ 警察協会の件について先摺函が出たが、京都においては、各警察の  
地域の治安協会の結成は終了し、近くこれら協会の連合体の結成が  
行われる趣である。なお、これら治安協会の連合体は、  
が、他方において各自治体は警察費の提出に四百八苦しておる。こ  
の協会の目的の一はこの経費をカヴァーするにあるわけである。  
右に數しペーンス大佐より  
書官一名を設置するためには年額三十萬圓を要する、ということは自  
分も聞いているが、しかし、自治体は所要の警察経費を課税に基く  
概算によつて帰うべきであつて、個人的な寄附金に頼るべきではな  
いと信するに越へた。  
○ 修学院離宮における松葺かり會に第一重幽軒廊を招待の件。  
○ ベーンズ大佐、舞鶴市及び舞鶴接種局、舞鶴保健所観察の際の印象。  
○ 舞鶴市電開いたところによると、同地において漁夫に配給されてい  
る油は直過ぎて使用に困難の由である。

以上

0312

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0196

中興  
取扱注

第一軍團軍政部課長會議一八回 一十月廿日午前八時十五分より

一出席者 武内局長・島大阪連絡局長・吉岡・福田兩連絡官

一アンダーリン教育課長

○十一月一日より十日までの間行われる年少労働者保護運動の宣傳用諸材料を準備した。

この件については今回の社會福社關係官の會議においても話をして各チームの協力を求めておいた。

二ケインズ情報課長

○三月以来問題となつていた視覚教育計画が漸くその緒について今般右に開する〇月五十七號が發せられた。

○フィルム撮映の計画を持つた例のシュウエツブ氏については今般總司令部のレヴィ大佐の署名のある書簡を入手したが、これは同人に必要なカードを與えられたしどの趣旨のものであつた。

よつて撮映の件も東京の〇工正から許可狀が出れば當司令部でも同人を援助したいと思う。

④児童の風邪豫防に関する事。

○本日十時より映寫室で映畫「労働組合の目的」一ホワイ・レイバー・ユニオンの試寫會を行うから希望の向は出席されたい。

三アーティグス社會福社課長

○二十五日大阪における新設の社會事業學校の開校式に列席した。

四第一軍團管下社會福社關係官の會議は總司令部第八軍、第九軍團の關係官及び連絡代表の出席を得て、三日間にわたり開催したが第九軍團ボツツ氏も指摘した通り、今回の會議において特に意義のあるのは、日本側連絡官の出席をみたことで、彼等が夫々九州・東海北陸に歸り府縣側厚生係官に必要事項を傳えることである。これになつた。又北陸地方に看護婦が配屬された。

五公衆衛生課長ハンセカ一太尉

○醫療衛生關係士官二名が長崎、樺商に配屬され防疫事務に當ることになつた。

六同課カウフマン衛生技師

○京都の水道では設備不十分のため使用クローリン一體素一の二十%が浪費されているので、この點改善の必要がある。これに關して東海北陸地方にチエックをしたが難點は生産ではなく、輸送用のシリ

ンダーにあることである。

なお、京都の水道は米本國の標準から見れば十分であるが、米軍の標準から見れば不十分である。クローリンの生産が増加せぬ場合は日本中で米軍駐屯都市の水道のみが滅菌されて非常に良い状態にあるが、その他の都市の水道は非常に悪いという結果となる。

0314

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

8197

0315

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

六スコット法政課長

○神戸の市會議員中朝鮮人問題に關連して米軍に逮捕された者の給與を停止する件の法律關係については、中央において9月8日第八軍及び日本政府の間で研究中である。

○二世に對して從軍の事實なき旨の證明書を交附する件について三重縣で又も日本官吏が虛偽の證明書を交附した問題が起つてゐるが確實に軍隊關係がないといふ事實が判明していない限り、輕々にサンセヌより留意ありたい。

○十一月一日より開催の法政關係官會議については議題も逐次提出される等準備は萬事進行中である。

七不ルソン經濟課長

○朝鮮人に對するカソリン當問問題については、本日大阪運調局長より調査の結果を入手したが、經濟關係以外の不當當營は行われていない模様である。

八同謀ハンソン氏

○連合國人の財産返還問題について、D五十五號が發せられたがこれは從來のディレクティヴと大差ないものである。

九同謀ハントン氏

○先端は供米關係視察旅行を行い話したが今端も或は話をし或はバンフレットを配布する豫定である。

○なお、序に十月二十日現在の早場米供出狀況をいふと第一章團管下の早場米產地である福井・石川・富山のうち石川は八六.六%で全國第一位、富山は七二%で僅少の差をもつて新潟に敗れて第三位となつてゐる。

この調子なら石川が第一で百%検出、次いで富山が第二位といふ風になり得るであらう。勿論新潟が頗る生産額の多いことは事實であるが、今年は同地方は非常な豐作であるのに比して第一軍團管下はそれ程でないゆえ今述べた成績は悪くないといえよう。

○なお、供米報酬物資として千二百萬ヤードの輸出用鐵維製品を配給することになつた。

○漁類の間取引についてあるが漁場の方では都市の荷受機關の計文に對し多少の超過量を送附して、これを閘値で引取らることが行われている模様だが、かかる事は是正する必要がある。例方には都市の荷受機關が六十日間かかる引受を拒否するのも一法と思ふ。

RA'-0134

0198

0316

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

右に對しバーンズ大佐より  
この問題は各軍政部及び連隊と協力して防止に努力すべきであると  
述べた。

これに對しネルソン中佐より  
野菜の供給状況はその後も殊る豊富であつて、一般食糧事情の好轉  
と相俟つて都市の倉庫は充実している状況であると述べた。

更に之に對しバーンズ大佐より  
然らば、野菜は配制を外すべきであるか、と質問したので  
これに對しネルソン中佐より  
自分は以前より、その意見である、と答えた。

九 同 諸 ホルツ 氏

○大阪經濟調査廳の鈴木局長代理が來訪したが、その話によると、同廳には警察の経験者がないために、米側よりB.Iのやり方を承知したい。殊に地方官憲との協力及び調査の要領等につき教示を得たりとのことであるがこれに對して法政課あたりで教示方を考慮されたい。

右に對しバーンズ大佐より  
B.I 調査係の人が十二日には來訪するはずゆえ、これと會合説明させるように取計らおうと述べた。

○冷凍工業の現状は食糧の保存という原地からは先ず十分であるが、  
顧中である。

生産額の十五乃至主二十多がアイスキャンディー等の不急事業に便はれている状況であるので製氷設備の相等數を修得することをB.I.Q.に  
リコメンドしておいた。これによつて、輸送漁類の氷桶給施設を考

貢施中であるが、これは數千個の品目を含み大事業である。

○輸出入許可證の手續の簡易化について中央と連絡しているが、容易に改良の見通しがつかない。そのために出港準備が全部整つていて  
ものが輸出許可證が届かぬために港でわなしく數日留められる事例  
が起きて いる。

十 勞働課オグレン大尉

○電産の争議は解決の見通し遙に遠く、G.H.Q.の労務課はこれの調停のため忙殺されている。

○賃借機械中、賃借済であるが未だ自録未調製のもののマーリングを  
貢施中であるが、これは數千個の品目を含み大事業である。

○輸出入許可證の手續の簡易化について中央と連絡しているが、容易でなく、十二月初旬には争議が始るらしいとのことである。

○私鐵の労働契約は近く更新されるはずだが最近自分を來訪した。ある私鐵の經營者他の者が極秘に語るところによれば右の解決は容易でないが、該當せぬとの解釋が有力のようである。

右に對しバーンズ大佐より

RA'-0134

0199

0317

- 炭坑の賃金争議は如何になつてゐるか報告すべし、との命令があり  
また労組内の共産黨の活動に對する對策如何との質問があつたので  
これに對しオグレン大尉は  
炭坑の賃銀問題は未解決で、中央で交渉繼續中である。労組中の共  
産分子の支配排除に關しては労組の全員がなるべく頻繁且規則的に  
會合して會議することが必要であると宣傳している。と答えた。
- ナーミラー少佐 ○科學使節團の九人が十二月十一日に來訪の豫定であるから、その會  
議における説明要旨、参考資料を整備しておかれたい。
- ナムックラン氏 ○社會研究使節團（ソウシヤル、スタディー、ミツシヨン）が十一月  
十五日頃より二週間京都に來るはずであるが、これは大統領使節團  
（ブレジデンシヤル、ミツシヨン）である。
- ナムレモン大尉 ○明日よりの和歌山出張旅行の準備は完了した。
- ナムリットガース中佐 ○軍政部内のタイピストとステノグラファーの能率的使用について。  
○軍團G3主催の九州視察旅行について。
- ナムバーンズ大佐 ○對中國人課稅問題について後刻更に軍政部側の説明聽取及び日本側  
の立場の説明を行いたい。
- 士官級の軍政部要員で京都ホテルに宿泊中の者は軍政部宿舎に移轉  
されたい。これは宿舎缺乏のための已むを得ない處置である。
- 和歌山の高野山への出張旅行の豫定について。
- 近日中に神道各派の代表を集めて佛教の場合と同様の會議を開催し  
たい。

以 上

0200

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY  
United States Army  
Office of the Commanding General  
APO 343

OPERATIONAL DIRECTIVE

25 October 1948

NUMBER 57

JAPANESE VISUAL EDUCATION PROGRAM

1. References.

a. "Basic Post-Surrender Policy for Japan," Far Eastern Commission, 19 June 1947 (previously distributed to military government units).

b. Operational Directive 57, this headquarters, 16 August 1947, subject: "Civil Information Activities."

2. To promote the reorientation objectives set forth in reference la, further implement the provisions of paragraphs 7c (4) (b), (c) and (e), reference lb, and aid in the establishment of a Japanese visual education program designed to reorient and reeducate the Japanese people, the Supreme Commander for the Allied Powers will lend to Japanese civic institution and organizations available information equipment and materials. This will include motion picture projectors, film strip and opaque projectors, screens, motion picture films, film strips and such other materials as are deemed necessary for the proper operation of this program. The equipment lent will be utilized to encourage the fullest development of local autonomy by the using agencies, civic and private. Complete responsibility for all phases of planning, supply and implementation of this program will ultimately rest with the Japanese agencies concerned.

3. The Japanese agencies entrusted with the implementation of this program are the National Ministry of Education and the Social Education Section of the Bureau of Education of each prefecture. Participation in this program by the Japanese is voluntary; however, continued participation and support by the United States Army is dependent upon conformity by the Japanese agencies to the organizational setup and operating procedures set forth herein.

a. Each prefecture has established voluntarily and will support financially a film library unit, normally located in the prefectural library. The prefectural film library will be autonomous with respect to all agencies other than the prefectural government. It will be subject to military government supervision, but is to be guided by operational procedures published by the Japanese Government. The Social Education Section of the prefectural Bureau of Education will designate a Visual Aid Officer for the prefecture. He will be responsible that proper liaison is main-

Operational Directive No. 57, Hq Eighth Army, 25 October 1948  
Cont'd.

tained with the prefectural military government unit, and that the operations of the prefectural film library conform to the operating procedures published by the Japanese Government.

b. A regional equipment and service center has been established in each Japanese political region, which is supported financially by the prefectures within the region that participate in this visual education program. The equipment and service center is subordinate to the prefectural film libraries which it serves and exists only as a distribution and service agency. A regional film library committee, composed of representatives from each prefecture concerned, will select a responsible head for the regional equipment and service center, to be titled the Regional Service Officer. The Regional Service Officer so selected will be responsible that proper liaison is maintained with the regional military government unit, and that the operations of the regional equipment and service center conform to the operating procedures published by the Japanese Government. He shall be an individual not connected with any prefectural film library activity, and shall be responsible only to the regional film library committee.

c. The Ministry of Education has published operating procedures in Hatsuha No. 103, attached as inclosure 1. It has assisted in the establishment of the regional and prefectural agencies and will furnish guidance and assistance on a continuing basis, particularly in such matters as program planning, utilization, methods, sources and priorities for supplies and equipment to be procured by the Japanese agencies.

4. To provide supply channels that parallel the Japanese grouping of prefectures, Tokyo-To, Niigata and Kanagawa prefectural film libraries will be served by the Kanto service center. The Shizuoka film library will be served by the Tokai-Hokuriku service center.

5. It is desired that commanding officers of military government units take the following actions with respect to the Japanese visual education agencies on their respective levels:

a. Maintain surveillance, provide guidance and insure compliance with the operating procedures set forth in inclosure 1 hereto.

b. Exercise reasonable care in assuring that the equipment loaned is used to best advantage in the conduct of authorized activities. Formal accounting of subject equipment is not required but acknowledgment in writing of the receipt of materials by Japanese agencies is mandatory.

c. Transfer all films, projection equipment and screens, distributed under the provisions of Operational Directive 57, this headquarters, 26 May 1948, and now in the possession of military government units, to Japanese visual education agencies for integration with existing stocks.

0318

0319

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0201

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

The procedure for transfer is forth in inclosure 2. Subsequent withdrawal of projection equipment by military government units from prefectoral film library stocks, whenever needed and for such a period as is deemed necessary, is authorized.

d. Facilitate the transportation of equipment, via 3d Transportation Military Railway Service or other military agencies, to and from military units.

e. Report to his headquarters those deficiencies and inequities which cannot be at local levels.

f. Allocations of equipment to regions and recommended allocations to prefectoral film libraries have been established by this headquarters and are listed in inclosure 6 to Hatusha 103 (Incl 1). Limited revision of these allocations by the regional film library committees, with the approval of the regional military government team, is authorized. This headquarters will be notified when such revision are accomplished. No machines will transferred from one region to another without prior approval of the Supply Officer, Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

7. Military government personnel will authenticate express receipts for 3d Transportation Military Railway Service shipment from the service center to the film library and vice versa, and verify receipt of all equipment. Transportation to and from 3d Transportation Military Railway Service shipment points will be provided by the Japanese agency concerned. Transporting equipment by means other than 3d Transportation Military Railway Service is authorized, provided maximum security is maintained for equipment in transit. Projection equipment and films will be shipped between film libraries and regional centers via military agencies to the extent available. Transportation between film libraries and requesting agencies is a Japanese responsibility. Expense incurred in shipment by means other than military agencies will be assumed by the Japanese agency concerned.

8. All equipment and materials received from military agencies will remain the property of the United States Army.

a. Within ten days of loss or destruction of items of equipment through fire, theft or other mishaps, the circumstances of such loss will be reported in detail by Japanese visual aid officials to the prefectoral military government team. Reports will be prepared in English and will be investigated and substantiated by military government units, after which they will be transmitted direct to the Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, APC 500. Upon approval, these reports will become the basis for automatic replacement of lost or destroyed equipment by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

b. Regional military government headquarters and prefectoral military government teams will check and certify semi-annual inventories taken by the service center and film library, respectively, as outlined in paragraphs 8g and 5c of Hatusha 103 (Incl 1).

c. Military government units will ascertain that adequate packing is provided by Japanese agencies for transportation of equipment.

g. Visual education equipment will be used only for the reorientation and reeducation of the Japanese in furtherance of Occupation Force objectives and in accordance with existing policy.

e. Use of this equipment is not authorized for the training or entertainment of Occupation Force troops or Japanese agencies other than those approved by the film library.

b. Military government units will review all requests for extended loan of equipment to Japanese institutions and organizations. Preference in the approval of extended loans will be given those agencies concerned with military Government priority programs.

c. The prefecrural military government team will review all advance exhibition schedules as prepared and submitted by the visual aid officer.

d. Failure of a prefectoral film library to submit required reports, to conduct the affairs of the library in accordance with the procedures outlined above, to prevent abuse of the equipment, or to properly utilize equipment will result in the withdrawal of equipment by this headquarters.

10. Direct communication between military government teams and Educational Film Unit, Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, is authorized in regard to the following matters only:

a. Shipment and distribution of films or additional prints.

b. Matters pertaining to shipment and receipt of equipment and replacement parts.

c. Transmittal of reports received from Japanese agencies.

11. Operational Directive 37, this headquarters, 26 May 1948, subject: "Equipment for use by Military Government Units in Connection with Civil

0320

0321

RA'-0134

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

TRANSFER PROCEDURE FOR EQUIPMENT HELD BY TEAMS

Information Activities, "is rescinded.

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER:

M. B. HALSEY  
Major General, GSC  
Chief of Staff

OFFICIAL:

SCHANZE  
G-4

- 2 Incls:  
1. Hatusha No. 103  
(s/ll inclosures).  
2. Transfer Procedure.

(MG-GI)

DISTRIBUTION:

"B" plus "X"  
Each Mil Govt Region and Team (4)  
MG Section, HQ Eighth Army (12)  
CIAE Section, GHQ, SCAP (4)

The following procedure governs the transfer to Japanese visual-aid agencies of all 16-mm Natco sound projectors, projection equipment PH-132-C, screens and films distributed under the provisions of OD 37, this headquarters, 26 May 1948, subject: "Equipment For Use by Military Government Units in Connection With Civil Information Activities."

a. Prefectural military government teams will transfer all equipment noted above to the prefectural film libraries. A locally prepared receipt form, sample attached as Inclosure 7 to Inclosure 1, amended as necessary, will be completed in 3 copies. This receipt will be made to the appropriate service center.

(1) The original will be forwarded to the regional military government team and will be used to clear the accounts of the prefectural team with the regional team.

(2) The duplicate and triplicate copies will be retained in the files of the prefectural film library and prefectural military government team, respectively.

b. Regional military government teams will transfer all equipment noted above to the regional service center. Coincident with the transfer of equipment to the service center, the regional team will turn over the received from the prefectural teams, as noted in a(1) above. The service center will prepare a consolidated receipt form in 3 copies. This receipt will be made to the Supply Officer, Civil Information and Education Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, and will consolidate all equipment transferred to the regional service center and prefectural film libraries from regional and prefectural military government teams.

(1) The original will accompany a consolidated property turn-in, WDAGO Form 447, made from the regional team to Civil Information Branch, Military Government Section, this headquarters. The property turn-in slip will list all equipment transferred by regional and prefectural teams to Japanese visual aid agencies. Form 447 will be returned when completed and will serve to clear the accounts of the regional team with the Civil Information Branch, this headquarters.

(2) The duplicate and triplicate copies of the consolidated receipt will be retained in the files of the regional military government team and regional service center, respectively.

Inclosure 2 to OD 57, Headquarters Eighth Army, 25 October 1948.

0322

023

0323

RA'-0134

0203

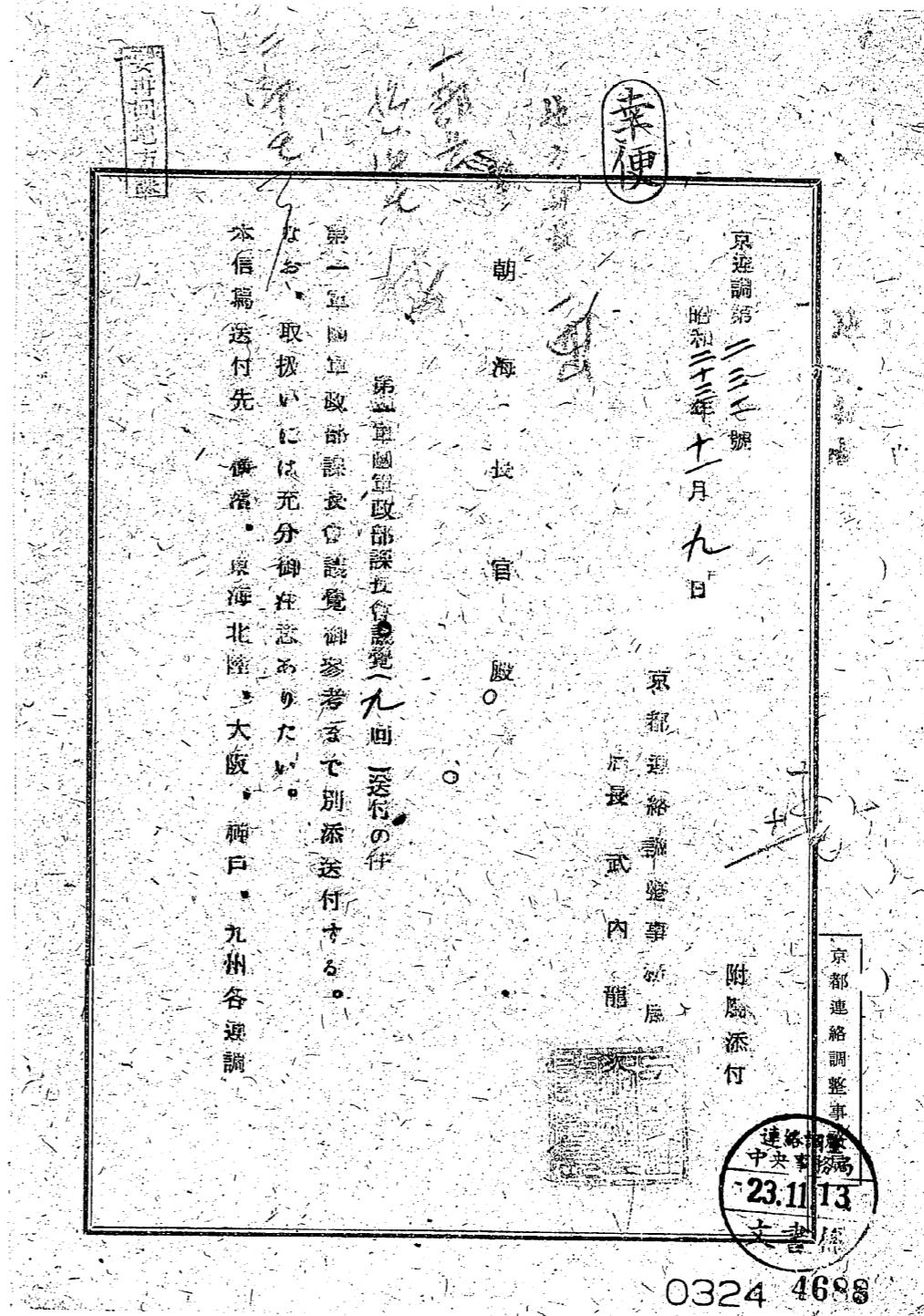
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0134

0204

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

取扱注意

第一軍團軍政部課長會議覺（第九回）

第九回

0325

クーンズ情報課長

卷之三

○ 視覚教育のプログラムについてであるが幻燈映寫機は今調各府縣に譲渡せられた。近畿地區分としては五十七個到着している。これはスライドを使用するライフ誌位いの大きさのもので反射して寫出出来るものである。

○ 名古屋における視覚教育映畫關係會議にはG.H.のジエス氏も出席した。これには各地米側のサービス、オフィサード日本人映寫技術者が出席した。各地區におけるサービス、ステイシヨンは映寫機のスペア、バーツ等を充足して活動しつつある。

○ 来週は民間情報關係の會議が横濱で開催される豫定である。

—バーンズ大佐

三 教育課 マツタレラン博士

○ 来瀬は軍政部民間教育係官地區會議が近畿は神戸、九州は未定だが南部の方で開催される。神戸における會議は金、土の兩日である。

○ 東海北陸地方の指導主事會議が十一月十六日より二十三日まで蒲郡において開催されるが、これは専ら日本側の會議である。

○ 又京都においては全國小學校會議が開催されことになつて實驗學校の參觀が行われるが、この實驗學校といふのは必ずしも最もいい學校といふわけで選定されたのではない。

○ 學校給食については從來ともに調理法に關しては指導を行つて来たが、脱脂乳については更に研究を要する。

右につきバーンズ大佐より

本問題は厚生課、衛生課、經濟課等關係課が多いが、教育課が中心になつて取扱い各課の綜合調整を行ふことにしたい、と述べた。

○ 社會問題調査團が十五日前後當地を訪問する豫定になつてゐるが、その後新しい情報は受けていない。

アーティケス社會福祉課長

○ 明日、舉行豫定の京都府ララ感謝祭の件

○ フライセツカ一博士入浴の件

○ フイリセツカ一博士入洛の件

○ フィリセツカーボ士入洛の件

17

**RA' -0134**

0205

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0326

- 先般の福祉會議の結果に基き各地連調が夫々の地區について報告會  
議なり報告書の準備をなし各府縣に働き掛けているようである。
- 五 ドクター、ハンセカット社會衛生課長
- 今調は奈良、大阪、京都においてパブリック、ヘルス、センターハ  
ビその職員を視察した。そのうち奈良は醫師十一人を擁しているか  
その中の四人は兼職である。これは同セントラルの人員豫算の問題か  
ら見て良いことと思う。
- 大阪において花柳病防止のための手入れを行つた結果、四十人の女  
を捕えたが、そのうち二十五人は罹病者であった。このことは他の  
土地でも實施したら良いと思う。なお、G.I.との關係上M.P.をつけ  
ることが適當であると思う。
- 九州リージョン軍政部からの報告によると國立病院の病人の連盟の  
ことが問題化している。この連盟は一九四六年から發足し相互扶助  
の原則に基いて毎月會費を徴収し、これによつて病人用の書籍を購  
入したり、映画フィルムを入手したりすることをして來たが九州で  
はこの連盟が不當に勢力を振るい病院の經營又は治療に干渉する等  
その目的が歪められて來ている趣である。右に對しバーンズ大佐より  
これら各地連盟は規約を持つているのか、もし持つてゐるならば、  
規約をまけて活動していいいかを調査する必要がある。これについ  
ては連調も調査して欲しい。と述べた。

0206

- 六 衛生技師コウフマン氏
- 明年四月からの看護婦養成所への入所者のために諸種の器材器具の  
手當準備を始めたが各種の物資不足のためこれは仲々大変な問題で  
ある。
- 七 同課ストーク夫人
- 八 法政課ヘック少佐

- スコット氏は會議で横濱に出張中だがその留守中北鮮の建國祝賀を  
各地の朝鮮人が行う権利ありやの問合せに對しては、國旗又はこれ  
を印刷したポスター等を掲げぬ限り差支ない旨の返事を送つた。
- 金澤等において七日と九日に北鮮關係の朝鮮人の會合がある由であ  
る。

0327

右に關しハーンズ大佐から  
連調からも報告を出すようによ依頼した。

○在日朝鮮人の間から北鮮に建國祝賀代表を派遣したいとの申請があつた。G日はこれは對し返事無出さずにしてある模様である。

○京都軍政部スマス大尉の報告によると同大尉の勸奨にもとづき市内の産業株式會社が四百萬圓余の滞納金を納税した趣であるから、これらはクーンズ大尉の方へ廻して新聞發表でもしてもらうつもりである。

○納稅問題について来る九日八軍からデューカン中佐が來ることになり、同日大阪において財務局長等と會談の豫定であり自分もその會談に立合つつもりである。

九不ルソン經濟課長

○福岡港を貿易港として開港することになつたが今まで非公式には開港されていたようなものである。ただ實際上支障なく使えるのは来年春以後であらう。

○花火又はのろしの製造についてはG日よりの火薬の割當範囲内では各府縣軍政部が許可を與えていいことになつた。

○眞珠に關するO.D六十號に代る新しいO.D十五號によると大体從來の指令の趣旨を變らず眞珠の販賣は禁止され、各地軍政部は定期報

告の義務はないがその監督に當つて各府縣にあるものをチエックする

ことになつてゐる。但し、從來一般に了解されたところと異なる點は、各個人が所有しているものを賣買することも禁止している點である。

右に對しハーンズ大佐より

その點は一般に了解されているところと違つから、各人に間違いないよう徹底させる必要がある。

七八インツ氏

○大阪連調からの報告によると食糧通帳と外人登録を照合する問題は漸く多少の結果が現れつつある模様である。

右に對しハーンズ大佐より

この問題については連調から以前説明を受けたことのあるのを記憶しているが神戸は如何であるか。從來の日本側のやり方を見ると、摩擦を恐れて、確りした處置をしてないようであるが、從來日本側は、或は何事かと起りはせぬかといふことを余り心配し過ぎてゐる

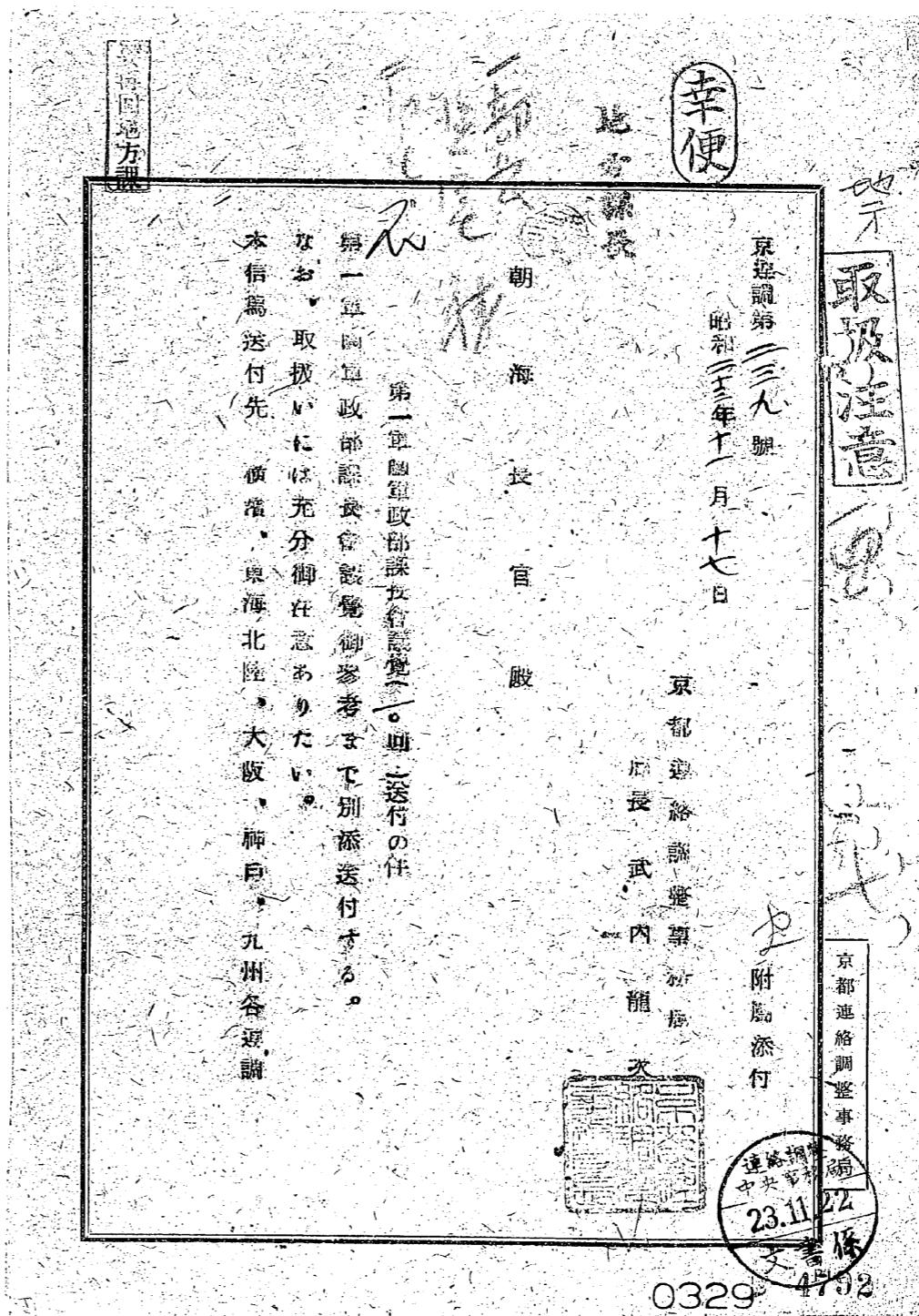
ようである。本問題の如きは斷乎たる處置をとる必要がある。何事かの起つた場合は我々も充分應援をする意向である。

○主食の配給は二合七勺になつたが、これは米の場合十三圓八十五錢に當る。芋の問題が目下起つてゐる。例えば滋賀は芋を積出すが京

0328

- 都はこれを受取らぬ又芋の貯藏上の問題が迫切つてゐる。  
右に對しバーンズ大佐から  
來月に入れば芋は凍る懼れがあるから倉庫の問題等至急解決の必要  
がある」と述べた。
- 大阪において池田ゴルフ、コースについて農地調整法上の問題が起  
つたがゴルフ、コースの復活につき軍政部はその復活をデイスカレ  
ッジはするが干渉はないという方針を執つた。最近の報告によ  
く、當該土地のうち農耕適地は農地とし不適地をゴルフ、コースに  
するといふことで妥協を遂げた模様である。
- 十一 労働課アルグレン大尉

- 電産争議について横須賀軍政部が電氣關係のスト等は許せぬ旨を發  
表したので多大の反響があつた譯であるが、これについて第八軍に  
對し同様の措置を將來くるかについて聞合せた處、明瞭にやらぬと  
いう返事があつた。横須賀は海軍所屬で特別といふ譯である。電産争議  
は今明日から各地とも地方的規模で強化されてゆく模様である。
- 石炭争議は今朝も九州と電話連絡をしたが差當り大きな動きはない  
らしい。ベーロー大尉は各炭坑を廻り組合側とも話をしてゐるが、  
大したことば差當りなささうな模様である。
- 十二 ベーンズ大佐



RA'-0134

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

取扱注意

第一軍團軍政部課長會議覽(第十回) 十一月十三日午前八時三十分より

出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福田兩連絡官一

社会保健課マーテンス少佐

○米國からの寄贈家畜が到着しつゝあるがこれの利用方法については二つの見解がある。一はこれらの家畜を一所に集めておいて食糧を貯めたり、その他の便宜を供與して日本側に實驗・養殖の方を教える方法であり、二は各府縣に二・三頭宛分配する方法であるが、自分はこの第一の方法が良いと思う。

同課コーフマン氏

○先週は三重に赴いて、食糧・畜産關係等の會議に出席した。

○○発疹チフス豫防問題については近畿には奈良一名、岐阜二名、兵庫一名、計四名の惟病容疑者がいるが、これらは今のところ眞性ではなく、ツツガ蟲等によるものかと思う。來週は月火の兩日近畿地方の水道衛生會議が開催され化學者・細菌學者等も出席する豫定である。

同課ストーヴア夫人

○看護婦と労働ボスとの關係については軍政部と府縣との間に會議も

行われ登録制の確立等によつてこれが排除策がとられている。

同一ティケス社會福祉課長

○ララ物資感謝式が去る日曜日舉行せられた。

○ベート博士との會談を屢次に亘つて行い、管下府縣の視察には便宜

供與をなした。

○昨日及び一昨日の兩日、東本願寺に春日代佛教關係者と會議を行つたが一昨日のは東本願寺の各地代表の會議であり昨日のは佛教各派の社會福祉關係當代表者の會議であつたが、その事業遂行において調整をはかるなど各派代表者も相當關心を持つてゐるようである。但し、今のところでは、佛教各派の連携に止り他の宗教との間の連携はない。

右に対しバーンズ大佐より、

○佛教以外の宗教團體との連携は漸次考へて行けば結構であらう。○共同募金の近畿地方の成績は目標に對し京都十六バーント奈良九十八バーント和歌山八十バーント大阪二十六バーント兵庫十七バーントであるが成績不良の一因はこれと同時に行われた警察後援のための治安協會の三千七百萬圓の募金との關係で少なかつたと思う。因みに當軍政部に設置した募金箱に對しては千九百十三圓の寄附があつた。

○アルモン經濟課長ナイトレット（硝安）の貯藏に關する通信を接掌し

たがこれは軍關係の規定であつて日本側には適用がない。

○スキヤビン一九三八號が發出されたが、これは賄賂賠償工場に許價作業が行われた後に搬入された機械・裝置等は賠償には入らぬとの

0330

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0210

0331

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 旨を規定したものである。從來もこの方針であつたがこの指令によつて明確になつたわけである。
- 輸入アスフルトから道路補修分として京都に六十トン覈當でられたが、内廿九トンは占領軍専用道路分に残りが一般道路用に向かることになつてゐる。福岡では百トンの割當に對し五十トンが入荷した趣である。
- 六 ホルツ氏
- 賠償對稱として鐵道路線及び附帶施設の除去の現實性について研究してみたが、その結果當軍政部としては賠償物資がことごとく取り去られるまでこれを殘しておくこと即ち全部の中で撤去を一番後廻しにすることが賢明だと報告しておいた。
- 從來賠償工場の木工機械は許價作業には含まれなかつたが今回の指令によると賠償に含まれインヴェントリーに入ることになる。これは今まで日本人に與えた約言に反するこになるので變更方を八軍を通じGHQに上申している。
- 甘諧の府縣間の輸送は盛に行われつゝあり、この運輸に鐵道貨車が用いられているがこれが荷下しが早く出來なくて、貨車に入つたまま滞貨となつております。貨車探し上非常に困難を來しつゝある。そこで經濟安定局、鐵道局等と會議を行い數日間新規輸送を延期して現在の滞貨をはかすこととした。
- 七 勞働課アルグレン大尉
- 石炭關係の爭議は現在廿四時間ストの第一回波状ストが行なれつゝあり、九州においては廿三炭坑がこれに參加してい。これに對しまして適當な措置を行なへば第二回が行なれることがなろう。GHQから得た報道によると九州の聯合渦はストを延期する妥協案を持つて代表者を上京させ交渉させたが、雇傭者側からこれに反対の提案あることを知つて同案を引込めた趣である。ヘブライ氏の話によるところ進駐軍はこの交渉には何等譲歩せぬ方針である。
- 電産争議四國における大會の結果散發的な停電戰術をとり、諸所においてこの戰術を實施してい。なお、キレン氏がGHQの労働政策を難する一連の論策を公表したことは周知の通りであるが、これに對し AFL關係でも批判が行なつてゐることを雑誌で承知した。
- 右に關しペーンズ大佐より

RA'-0134

0211

労働組合内の共産黨分子に対する對策について十分措置しているか  
この質問があり、アルグレン大尉が十分各チーム軍政官に通報済で

ペスコツト法政課長

- 今月十七日及び十八日には全國知事會議が京都で開催され、旨を追報があつた。

○ 真珠の販賣に關する。D.六十號については前回も説明したが、これによるとP.工をも含めて、輸出用目的の他は一切販賣を禁止せられ個人所有品の販賣も禁止され、從來よりも一層販賣禁止が強化されたわけである。  
林

○ G.丑見からの書面によると、農民の割當超過の供出米その他もすべて一般の個人所得と同様に課稅せられ、特別の免除等は行わないことが明確にされた。これは從來廣汎に流布せられていた超過供出分の半額を免稅するといううわさを完全に封するものである。  
横濱で承知したことによると、今回ワシントンに日本における軍政部關係者の協會が出来た由である。これに參加等興味のある人は申込等連絡ありたい。

九  
外語文書

- 来週火曜日のオリエンテイショングルーピングのための圖表その他の資料は

主意整備せられたい。

- 主急 整備せられたい。

昨日、輿論調査のための日本人専門家一ボーリング、エクスベーブが到着した。これは諸般の軍政部活動に対する日本側の反響及び批判を調査するためのものであり、手初めに教育團體の調査を行うことは、當方面において輿論調査を行なうことは有用であると一矢の言ふ。勤務は終りと思ふ。

宣府志

- 軍團所轄の各地を巡回するはずである。

○ 記者記録一テル

- 電話記録（テレフォン、アブストラノート）には電話によつて話した内容を記入する。内容は必ずしも筆記して、回りに宣傳部を通じて月刊誌に載せる。

島大阪局長

- 島大阪局長  
九日大阪、兵事、云々、山の系官吏來り、先般の開會議の内

0332

0333

容を傳えた。各府縣係官が軍政部の意圖を正確に把握する上において有益であつたと信ずる。

○初會合であつたので大した議題はなかつたが、今後毎月二回開くことと次回には年末經濟違反取締を議題とすべきことが決定された。

一バーンズ大佐より、經濟調査廳は十二月十五日で軍政部の活動が引繼かれることを知つていて、かと問い合わせて承知している旨を答えた。

○そのつもりで大いに機能を發揮する体制整備するよう強く希望した。

○大阪中央電信局で八日紛争が発生し若手職員が(1)十一月分俸給前納(2)交通費補償等を要求して、局長室を二十四時間以上にわたり占據した。八名が検束され、内六名は退職された。背後關係はない模様である。

### 十三 バーンズ大佐

○十一月十一日の東本願寺の會議に自分も出席したが、この會議で他の宗派の代表者も招請したことと承知した。これは各派連携の第一の徵候であつて結構なことと考える。

○軍政部員の日本人に對する説話について、そのやり方を近く指示する第一軍團限りの覺書を出す心算である。自分の研究によると、なるべく口演する前に準備し、翻譯をしておいて、米人は一節毎に英文を読み、これを通譯してゆくやり方が最も良いと思う。從來や、

もすれば本人が喋りもしないことを長々こつけたして話していくことがあるらしく、米人の方はそれを氣づかなかつた事例もあり、所期の十分の結果を得られなかつたことが多かつたと思う。

○名古屋行きの計画はモラー少佐の話した通りである。今度の横濱の法律會議のように自分は五日間にわたる會議の如きには余り價值を認め難い。先般の金澤の經濟會議もまた同様である。

平常から電話等で連絡が十分行われておれば會議は短時間で足りるはずである。又、名古屋行きに當つても、現地の施設を見るところに重點を置きたい。

○オリエンティンギンの會議の豫行演習を行うが各説明者は與えられた時間を超過せぬよう厳に心掛けられたい。五分もあれば要點は十分説明出来るはずである。

○横濱における會議等の後で、よく語解される事例が多かつたが、それは正式のチャナルを通じて來ない意見なり指示なりをそのまま、呑込んで了うことで今後とも、かかる場合には、第八軍司令官の命令の書簡は更めて、これを變更する正式の書簡が來ぬ限り有効であるとの原則を忘れぬことが必要である。それまでの間の參謀將校の考えは参考にはなるが、正式の方針としてこれに従うことは出來ないわけである。

附記

一 右會議後武内局長とバーンズ大佐との間に左の如き會談が行われた。

「京都檢察廳に対する取調への問題

スコット法政課長同席

武内局長「大阪高檢の森山檢事以下は五條警察署に本部を設置して取調べを開始したが、この進行振りには自分としては満足してゐない。遲延の理由の一は二回の休日とO.I.D.から日本側への記録その他の引渡しの遅延である。自分はO.I.D.側がその努力の結唱である記録類のO.I.D.の建物の外に持出されることに反対する意向は了解出来る以上し又大阪高檢側としてO.I.D.の中で一室を與えられ、書類を見ることが出来る以上さして取調べに差支がないと思うが貴大佐との話合いと多少検違いがあるからこの點をお知らせして置く」

バーンズ大佐「その點は自分の了解してゐるところと相違してゐる故スコット課長からO.I.D.に注意しておくことにしよう」

武内局長「森山檢事に大体の意見を聞いたところ、今年中には一應の結果が分るよう取調べをしたい」といつておつたが、自分もその位には進歩を見るようしたいと考えてゐる、なお、新聞記事の取締りは自分には何等權限がないが本件について過つた、<sup>経</sup>卒な記事が掲載されることは甚だよくないと考える。昨日も朝日、毎日兩新聞の記者が自分を訪問して來たが、その言によると各社共本問題に非常な興味を持つと共に何處まで記事を書いてよいか暗中模索してゐるようである。自分は新聞記者の質問に對しては「眞實と良心に背かぬこと」記事の取扱を慎重にすること<sup>〔進駐軍〕</sup>の誹謗と見られるようなことを書かぬことなどを勧告したいと考えるが御意見は如何」

何

バーンズ大佐「慎重に取扱うこと眞實に反したこと書かぬことについては同感である」

スコット課長「新聞についてはスキヤツビン三十三號・同十六號のプレス、コウドを参照あ

り度い」

武内局長「O.I.D.から森山檢事以下に對し調査の進行振りを漏報として提出方申入れがあつたが、右は自分も目を通した上貴大佐に差上げることにしたいと思う」

バーンズ大佐「その調報は自分が讀む爲であつて數行の短いものを日々提出して貰えは結構である、なお、O.I.D.を經由せず直接自分の許に提出して貰えはそれで結構であつて、このことについては自分の方からもO.I.D.の方へ傳えて置くことにしよう」

二 伏見連隊司令部跡建物の件

武内局長「この件については前に御依頼により調査の結果をお話したが今回正式に京都府教育委員から同建物を盲啞學校用として拂下方を正式に大阪財務局に申入れると共に自分のところにも貴軍政部長の了解を取付け方文書を以て申入れがあつた。ついではこの旨こゝにお傳えする、なお、從來府知事は代りの建物を物色して、之を學母學校に交付し話をつけるという方針であつたが今回府會の決議等により多少態度の變更があつた模様である」

バーンズ大佐「米軍側との了解云々といはれたが自分としては之は日本側の問題であつてカソリック團體たる學母學校に對し宗教上の理由等からの不當の差別待遇がない以上關與すべき限りでないと思う」

0334

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

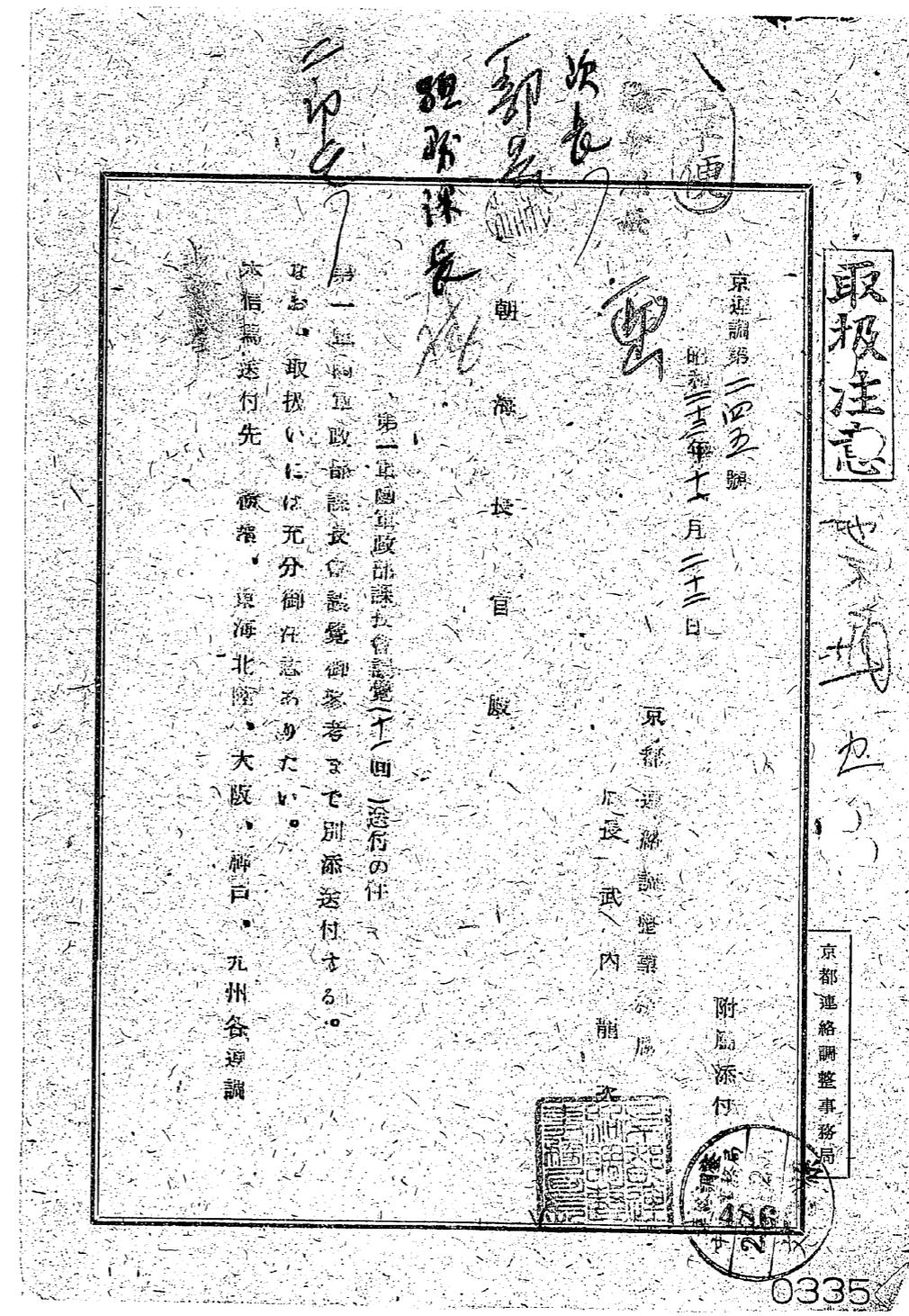
国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0214



RA'-0134

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

第一軍政部議長會議（第十一回）十一月三十日午前八時四分より

出席者 武内局長・島大政局長・吉岡・福田兩連絡官

0336

アンダーソン教育課長

○人文科學調査團の一行は京畿大學において日本側學者との間に會談を行つてゐるその目的とするところはこの分野における現狀を観察することがいいかということを勧告するにある。今日からは討議を了えて實地見学に入ることになつてゐる。

○來源火・水曜兩日（十一月廿三・四日）京都自由人權協會の主催で模擬裁判劇が座席において行なわれることとなつてゐる。これは新しい刑事訴訟法を一般に普及宣傳させる目的で行われるのであり、先妻殺しを取材しており。これには現役の判・陪審及び辯護士が出演することになつてゐる。なお、同時に京大瀧川教授の「刑事裁判はどうなるか」という講演も行われ、軍政部の各員は水曜の夜の部に招待されている。

○因みに京都自由人權協會は高山護士の事務所に本部を置いて、毎水・金曜には二時から六時まで一般の法律相談に應じてゐる。  
一右に對しバーンズ大臣から「その費用はどこから出しているか」との質問があつたのでアンダーソン氏はこれに對して一右協會は君士・新聞記者等によつて組織されているそりである

から、その費用等もこれらの人々によつて負担されてゐると恩典が右協會は文部省命令部の民政部からも大いに應接されていて、先般歸米したボーリマン氏からも相當量の紙の賞賜品を受けた模様で、これは自由人權に關する啓蒙資料の印刷等のために與えられたものである。

一ここにおいてアーティグ氏から「狭い限定せられた範圍の人々によつて施われているということは、本本國における慈善團体の例に照してみても、一部の利益のために左右されると、うれしいことではあると思う。共同募金の方に申出るなりして補助金をうけることを考へたらどうか」との發言があつた。

アーティグ厚生課長

○先週は轉宅引越し等のためにこりだてて報告することはないがヨミニティーテエストの募金額はその後漸次増加をみ改善しつゝある  
来週は和歌山に視察に赴く豫定である又シエリー氏が石川軍政部へ行くこととなつた。

アーティグ厚生課長

RA'-0134

0216

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0337

## 四 ハンセカ一大尉

- 一昨御は九州を一巡航して來たがその間に氣付いたことを一二述べる。九州軍政部の公衆衛生課官は管下各軍政部の筋動状況のダッシュボードを毎週作成して配布しているがこれは結構なことで當司令部でも今後これをやつたらいいと思う。
- 大分軍政部の係官から聞いたところでは同地においては花柳病豫防及び取締りのため検疫班を職場こしらえ、これを盛り場等に配置して女が男を引張つて入つたのを見掛けたので家庭に踏み込みこれを捕まえ検察に進行待機させている歯科の検査をうけさせ取締の結果を上げているそうである。

この時ベーンズ大佐より

- 「一家宅侵入の場合は令狀を執行させてあるから、この點に際しては法務課のスコット氏とも連絡して充分研究されたい」との發言があつた。
- 自分としては右のやり方が合法的なものであるか否かは判らないが兎も角地方官廳が一つの方針を定めて斷乎たる處置をされはどの程度の結果を上げうるものであるかを示す一例であると思う。
- 日本人看護婦再教育諮詢會が日下京都で行われており、ストーヴア夫人がこれに出席指導しているが、これは先般東京で行われたものの再版でありG丘Qからも出席者があつた。

## 五 現在横濱において歯科臨床會議が開催されているが當該マーケン少佐が出席している。

## 六 経済課長不ルソン中佐

- 先述中は經濟調査廳（以下E.T.B.）一係官と二回會議を行つた、これについては後刻ホルン氏から説明があると思う。
- 軍司令部森林課長ドーナルドソン中佐入港し近畿地方軍政部係官と日本熊本係官との會議を先端行つたが、その際最も問題となつたのは植林である、日本においては過去廿年間植伐が行われたためこの問題は相當憂慮すべき状態にまで来て居りそのため六年計画の植林が考慮され苗樹の無償交付等に獎勵策が考案されているが、經營かかりすぎで質現性が乏しいことであつた。

## 七 E.T.B.の活動を引継ぎ注意しているが、人員整備の上での難點は二

- 級官であつて東京における審査の必要なために邊々として進まぬか之に對しては任命の促進方を中央に要望している。
- 右に對しベーンズ大佐から「この問題は重要であるから武内局長Y將校は全て原隊に復歸させE.T.B.がそれに代ることになつてから、この當軍團の方針に支障を來さないかどうかを判つきりさせ

電報文書

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0338

て貰いたい」と述べた。

よつて武内局長から「十二月十五日を以て軍政部警察課を廢止されることについては當時各方面に貴軍團の意向を傳達し注意を喚起しては居いたが、東京その他の他の團体方面ではこの點をまだそれを種はつきり認識しておらず、従つて反響も少いようである」と述べたのに對しバーンズ大佐は「第一軍團管下においてこれを廢止するのは第一軍團限りの決定であるから何も中央と連絡し中央かしる必要もない」と思ふと吾等は武内局長より「E.I.B要員の充足は地方艦隊では出來ず、むしろ中央の問題であり中央が動かなければ勢力の整備も出來ないと思う」との應酬あり、とも角この點は更にバーンズ大佐と連絡協商することとなつた。○先にE.I.Bから米本國のFBIの組織運営方法等に關する情報を求められていたが現在京都にいるO.I.O連絡官がもとFBIに居りその方面的知識をもつてゐるのと驚きO.I.O連絡官としての職務からも日本海各艦隊特にE.I.Bとの連絡能力を望んで來たから來週廿六日大阪音區E.I.B局長代理即木氏との會談を行うこととなつた。○之に對しバーンズ大佐から「日本側では憲察處、警察、E.I.B等の間の連絡能力はどうも充分巧くいついないようであるが、FBIの組織運営なりといつものが日本とは全く事情を異にしてゐるからこれを直ちにそのまま適用することは難しからう」との評言であつた。一

セ 経済課アルグレン大尉

○九州における軍政部労働課官會議に出席したが種々あるところがあつた。○國立執務状況等を聽取してみてもあるものは常にオフィスにて執務するかと思えはあるものは一日の中何時間かを必ず現場に出て指揮監督しているものもあるといふ風であるが、いづれもその土地土地の必要性に應じて執務方法を採用しているのも参考になつた。○先般この會議で一報報告したことがある一私鑄は愈々十二月初めにストライキに入る模様であり、講停案も作製され妥協が試みられてゐるが組合側はこれを一蹴しさうな模様である。なお、先に私鑄に對してはマ元帥のスト禁止指令が適用されるかどうかと問題となつていていたが私鑄は適用の對象にはならないことが判明した。○四國において行われた電能労働組合の大會に對しては開心をよせてどうなつてゐるか」この質問あり、鈴木課及び労働課係官共に結果を詳にせずアーティグ厚生課長から「右運動の結果、年少労働保

RA'-0134

0218

要旨

に據しては世人の一般的認識を相當深めることが出来たようである  
と發言されば、ハーベンズ大佐から「既に法律が施行されて居る今日軍  
に認識を深めたというようなことを期待してはいない、具体的にど  
ういう効果がみられたかということを調べてもらいたい、教育、勞  
務、厚生といづれも顧慮があるようであるが教育課が主管によつて  
調べてもらいたい」との發言があつた。

0339  
0339

八

法政課ヘンク少佐

○先般デューイ・モイジー・モイジー氏からの書翰によれば、連合國人徵稅手續の問題については最近廣瀬において國務各方面の責任者の會合が行われ、ビーズレー准將から總司令部その他に連絡して問題の解決をはかることになつた趣である。右會議の結果は、タイブの上武内局長に達し上げることとする。

○徵稅は次第に上昇をみ、年内には目標額の七十五%に近付くかと思  
う。一方に對し、ペーリンズ大佐から「自分わそれ種樂觀は出來ない」と述  
べたのに應じて、農民は一年分を一度に納稅する由であり、吾々の管下には農業地帶  
が多いから年末に一度に納入をみて成績がよくなるのではないかと思  
う。

九 スコット法政課長

○食糧管理制審委員會の委員選舉が近く行われるがこれは衆議員選舉等とは性格が異り、かしろ教育委員の選舉に似た性質のものである  
から軍政部としては單に監視監察に任ずればいい譯であるが然に農  
村の關心を擗めたい。

⑥日本に在住する朝鮮人、中國人の大量本國歸還の問題を再び始める  
つもりでこの問題が目下研究されているが、そのため従来千回ま  
でしか許されていなかつた持歸り所持金を十萬圓位まで許可したら  
どうかといつゝな案もあるようである。

○市町村等の自治警察の維持費が中小自治体では負擔過重であるので  
、從來の定員を減少し負擔を軽減し緊急の場合は國庫から應援を頼む  
こととしたいとの日本脚本事務に對し、京都府知事、國務院長、警察  
局長等との會議を先づ京都軍政部において行つた（詳細別報）。

七 情報課長ターンズ大尉

○先づ披露した輿論調査の専門家が愈々活動を始めるこになり第一  
回の調査事項として新學制に對する教職員の態度を調査することに  
なつたが今後これの利用を各課においても考えられたいが差し當  
つては各課の希望調査事項を記入して自分の手許まで提出ありたい  
○選舉資格者の登録費新改正が年末までに行われることになつてゐる  
のでこの方面的宣傳を行つつもりである。

一右に對し、ペーリンズ大佐より「民主的な權利行使するためには選

0340

- 暴力に投票することは是非必要であり、そのためには有権者の登録が簡便なく行われ正確な名簿になつていてることが重要である』からこの件に關してはなるべく廣い宣傳を行うことが緊要である』との趣旨があつた。
- 甘露の主食配給は不許例で各地とも廻らしているような状況である。バーンズ大佐から『日本であつたか百萬戸からの甘露が余つてゐるこということであるがこれは食糧不足の折勿体ない話で何とか利用方法はないものか工業用アルコールを取ることも結局食糧として以外の利用法になることであるから又名古屋であつたか本蒸餾を和蘭政府に返還するのは、これも日本の物資ではあるが、こんなものを返還するのも性のないことを何とか貢取つて日本で使えないものかとの發言があつた。
- 神戸及び小倉における米國雑誌の配給交換所は愈々豊富完了し機能を開始して來ている。

## 十一 武内局長

- 外人登録と食糧通牒との照合の結果について報告を入手したが、右によるところ食糧配給を受ける外人の数は京都府においては約七万戸減り軽においては約三十二萬方減少した趣である。

手次第逐次差上げる心算である。

○ 先程ハンセン力一大尉から大分縣の花柳病院について報告があつたが、この問題について自分から一言つけかえたいことは、先日バーンズ大佐から同地のこの問題につき、お詫がまつて以來、我々の方からは幾度も大分縣に連絡をして漸く成績を見つつあるのであつて、地方が初めから自発的にこれだけの措置を執り得たわけではない。地方官憲の自發的活動といふことは大切な問題めぐれ、急のため申し添える。

## 十二 大阪局長

- 大阪關における警察援護協議會の募金成績は、十月十九日現在において合計四千三百萬圓に達し、同日現在におけるコミュニティーテニーストの募金成績は四千五百萬圓であつて後者は來月十八日までには八十分の成績を擧げるであろうと期待されている。
- 本年一月より十月までの間に全日本において三八四件、約十九億圓の税滞納が行なれたが、その内、第一軍團管下に屬するものは一八四件約十二億圓である。
- 神戸中央電氣局の労働問題についてであるが、同局の約六十人に過ぎずする従業員が十五日に職場を離脱したが、この状態は後二日間繼續した。十八日には協議が行なれたが組合側は局長に對し十九日午後までに回答することになつてゐる。十八日現在では職場離脱者の數

0341

は若干減少していた模様である。

十二 ベーンズ大佐

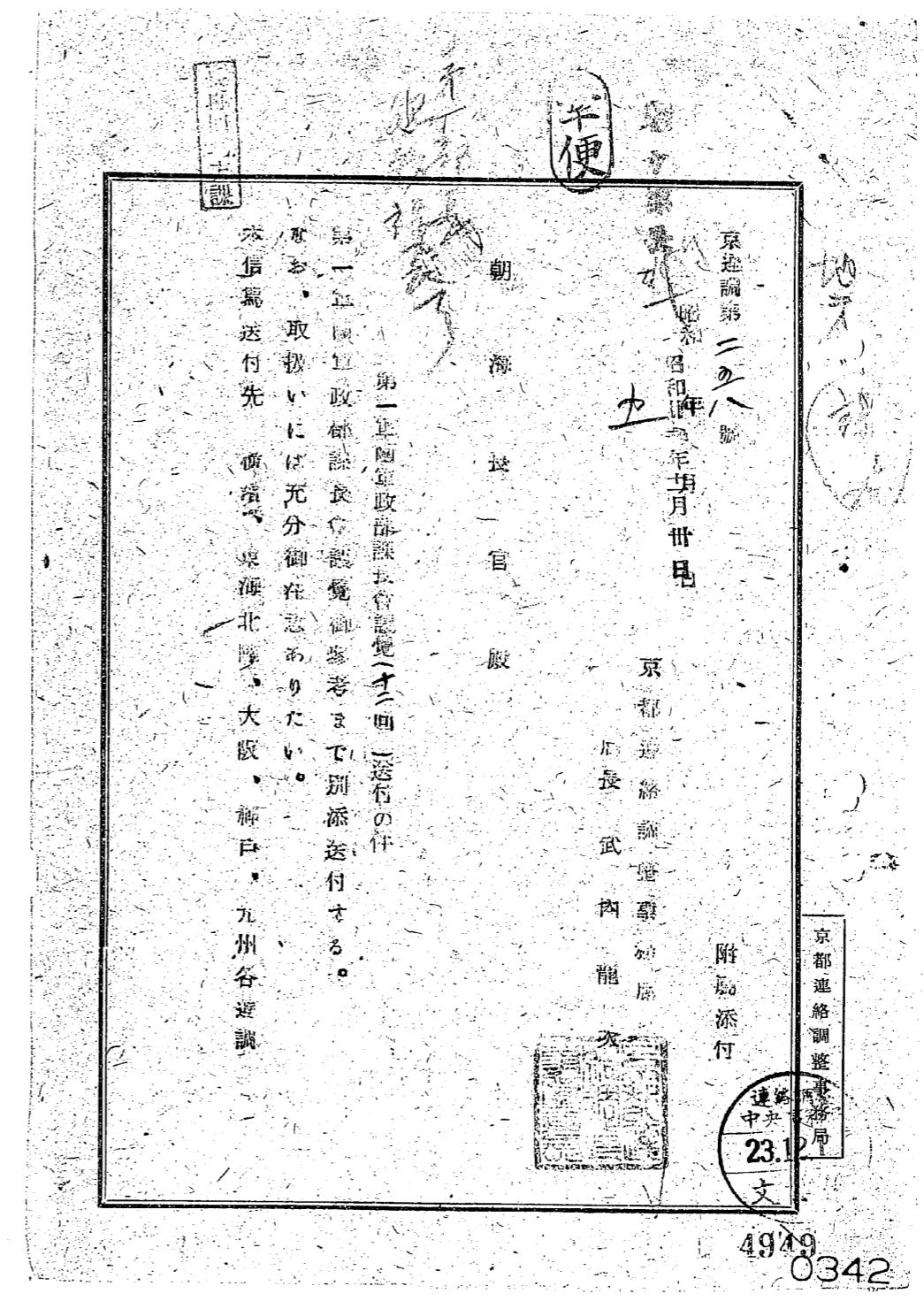
- 軍政部の部員が日本人の會合に臨む場合には、その會合者の質をよく考慮して、その程度に應じて禮をしなければならぬ。例えは教養ある日本人に對し教養なき人に對する如き初步的な禮をせぬよう注意すべきである。
- 軍政部は成るべく日本人を通じ、これを使つて仕事をするようにならぬ。
- 日本人は多數であるから、彼等の組織を用いねば十分の仕事を出来ぬのは勿論である。
- 茶圓月曜より名古屋に赴く豫定である。
- 各種の會議が催されるが、その間に十分の計量がないようである。十二月十五日までに來年上半期即ち六月までに開催豫定の主要會議の計量を提出せられたい。
- 従來當軍團主催の會議等に日本陸軍とか第八軍から軍官が出席する場合中央統官が當然各地軍政部に向いて傳令はならないようなることを通じに京都等に集めて傳令しているのを、みかける。中央としては勞が省けるから渠もしかれぬが、そういうことのために會議を開いているから、この仕事の妨げになるよつたことは避けるべきである。
- 本官の権限でない事項に就して本官の名で命令を出してはならない。
- 本官の名において命令を出すときは、必ずそれが軍團軍政部長としての権限を逸脱したものでないかを確めて出してもらいたい。

以

上

RA'-0134

0221



4949  
0342

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0222

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

中央

取扱注意

第一軍團軍政部課長會議(第十二回) 昭和廿三年十一月廿七日

出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福田連絡官

0343

一 公衆衛生課長ハンセカ一大尉

- 滋賀軍政部に對して公衆衛生事務係官が任命されたが、同人は從来奈良の診療所におつてその方面的仕事をやつて來ていたので、軍政部における勤務は始めてであるから、今後當分の間自身の方から指導してやらねばならないと思う、まず手初めにやらなければならぬのは縣の衛生部の再編であるが、これは既に八ヶ月位前に厚生省から各府縣に指令が出て改編再編は済んでいはるはずであるが、どういふ譯かこれが遅れているから、愈々手をつけなければならぬが、勿論自分が充分の指導と救助を行う。
- 先般名古屋に赴いた際、恰度同地に出張中の第八軍のスマス大佐に會つたが、その折模範保健所の活動狀況視察に當つて使用されるべき調査表の原案をみせて貰つたが、今後はこれに基いて諸調査を行うこととなると思う。

二 同謀マークエンス少佐

- 全國的重要性をもつ問題としては今後輸出向家畜並びに動物及び植物の消毒検疫を行ふ問題である。これは日本から輸出するものに病菌が付着してい、傳染病の媒介、源泉となることを防ぐためであるが、從來日本において行われた防疫、檢疫事務が、舊組合の解散問題となつてゐるのである。一
- 一これに對しハインズ大佐から輸出入に當つての防疫事務に關して日本側主務官廳において充分な知識をもつていないので、適當な措置が講じられていないとすれば、これは日本側にとつて非常な損である。たゞえは日本からシートル向けて積出したものが、彼地の検疫に引かへつて陸揚を禁ぜられるとすると、日本側はそれを又々日本まで引取らねばならず、その経費も一切日本側持ちといふことになり、甚だしい損失を招くことになるから、この問題は連調側とも充分連絡し、然るるべき日本側官廳の注意を喚起してもらいたいとの發言があつた。一

三 同課ストーヴァー夫人

- 総司令部天然資源課の係官のえた情報に基くと、全國に亘つて二百ばかりある帰拓ヤヌ(Recruitment District)に府縣廳からの看護婦が置かれるそうであるが、これは當然保健所に配屬せられるべきもので、その間に職場の重複があると思われる。

四 同課コロフマン氏

五 農牧場の施設の問題

RA'-0134

0223

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 今調月曜には和歌山に赴いて水道關係の會議を開いた。その時間題になつたのは、過去においてもそうであつたが、日本において生産される鹽業が足りないため、地方の中小都市ではこれの入手が殆んど困難で、充分の減產が行われ難いということであつた。
- 四國及び中國地方の衛生係官二名が来て、これと情報交換を行つた。
- 五 經濟課アルグレン大尉
- 炭坑ストライキに關しては、炭勞組合側との折衝を續けており、十二月一日まではストを行わぬこととなつた模様である。採炭狀況は現在のまゝでゆけば月末までに百分に達し、支障はないものと思われる。
- 六 經濟課長不ルソン中佐
- 日本海貿組合は愈々廿九日からストライキを決行することに決したが、これは賃銀及び退職金問題に對する不滿の表明にある。
- 電產はその後局地的な短時間の停電戰術を行つて抗争している。來調は大會が開かれ更に態度が決定されるであろう。
- 甘譜及び米の供出であるが、前者は漸次目標に近づきつゝあり供米の方も除々に進捗しつゝあるが、昨年同期と比ぶればはるかに好成績である。因みに甘譜は近畿九八、東海八五、九州六七%であり、米は早場米產地では略目標に達している。即ち福井が九八、石川元五、富山九四%であり全体としては東海五一、近畿一二、九州が一七%となつてゐる。
- 七 同課ホルツ氏
- 總司令部から日本における土地制度改革農業協同組合組織の完成を記念するため、日本政府において十二月中に記念祝賀を行い、その精神の徹底を計るよう取計方希望している趣の通報があつた。
- 八 教育課マツクレラン氏
- 今調初めには八軍のビスマン大尉と數次に亘つて會談した。又今調中軍政部月例報告に載せるべき事項で、自分の方から措置方を各地に指示したもので處置はさつたが未報告のものや、處置未完のものなどについて電話で照會調査を行つた。
- 縣案になつていたりB.I.に關する情報提供のため、經濟調查廳係官と當地のI.C.のハイモン大尉との會合を斡旋した。
- 賠償の方面では前から引續いて軍工廠内の鐵道引込線等の調査を行つた。
- 過日近畿の教員組合が大阪で會議をやつたが、秘密會で何が討議されたか判つきりはわからぬが、給與に關し六千圓ベースを要求するこになつた模様である。

- 来潤は名古屋に赴き高等教育關係の係官と大學の再組織に關して會談する。  
 一 これに對してペーンズ大佐はどういう標準で置かれるのか、各縣に一つづつ置かれるとすれば經費は府縣も負か、統合は行われるのかとの質問があつた。一
- 大學は原則として各府縣に一つづつ置かれることになつてゐるが京都、大阪等の大都市を有するところでは一つ以上置いてもいゝことになつてゐる。經費は府縣費で賄うこととなるが現在の國營のものは當分國の經費で賄い、漸次府縣へ引継ぐ立前になつてゐる。大學の統合は現に京都などにおいても五つのものが三つに統合されることになつてゐる。

## 九 法政課長スコット氏

- 廣告宣傳等に現在用いられている輕氣球は航空機に歸する指令に抵觸するものだと總司令部からいつて來た。
- 右に對しホルフ氏が以前これを揚げる時間題になつて伊丹航空隊に照會したところ、千呎以下に止めておけば何等差支なしとの回答があつた旨披露軍團側で更に問題を解明することとなつた。一
- 豊島縣において災害復舊費の三百五十萬圓が縣吏員に特別賞與として支給されたことが明々に出た。知事は既に自分の分（三萬圓）を返却したようであるが、同様な事件が昨年富山においてもあつた。

十一月の成績はそう悪くないだろ、ということである。  
 ○ 月火兩日和歌山に赴いて縣下徵稅狀況を視察して來た。

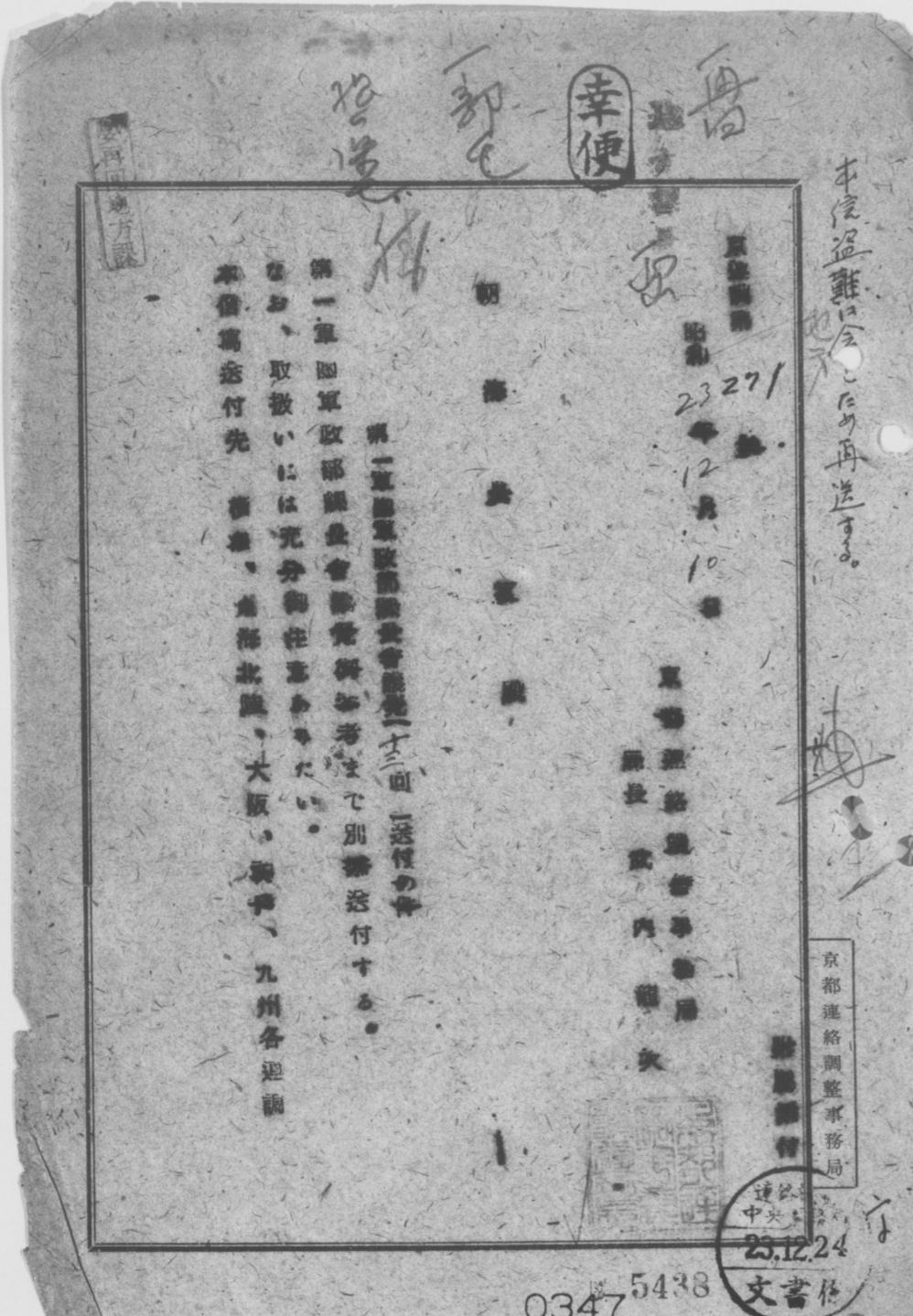
- 大阪財務局長は徵稅成績改善のため滞納稅の取立てを強行し競賣を勵行させるための指令を管下稅務署に發し、年末にかけての徵稅強化に乗り出すこととなつた。

## 十 情報課長クインズ大尉

- 暫らく缺員であつた二名の情報官が配屬され、これで九州地方は全部そろうこととなつた。
- 来潤は七階の軍政部資料展覽室を愈々完成させる。

## 十一 康樂課ミラー少佐

- 先般話のあつたペーンズ大佐の横濱出張は今のこところ大体十二月十四日頃であるから、そのつもりで必要な準備を進めておいてもらいたい。
- 十二月十八日都ホテルで當軍政部員のクリスマス、バーティーを行ふが當日は近畿各地の軍政部員も招待のはずである。



ナニ ベーンズ大佐  
○ 日本人の比較的知識の低い層を対象にして民主的原理を教える夜間講習會を開催することになつております、その主管は教育課のアンダーソン氏だが各課からも關係事項の概説を來調火曜日までに提出してもらいたい。この講習は極めて基本的なものでなければならぬから、述へることも本當にきりきりの必須事項だけにとどめ、而もこれをおさないようにして貰いたい。これは今後ゆくゆくは文化のあらゆる面に關する成人教育のプログラムの中でも先んじる第一優先事項であるから、そのつもりで筆をとつてもらいたい。  
○ 先にヘック少佐から一部報告があつたが徵稅問題が軍政部の諸種のプログラムの中で他のいづれにも先んじる第一優先事項であるからそのつもりでいともういたい。健全財政なくしては日本の再建はありえないから、それをうるためにもこの問題に最優位のプライオリティを與える。されにせず、必ず自分の手で調べることを勧行してもらいたい。

0346

RA'-0134

0226

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

第一軍團軍政部謀長會議事覽 第十三回（昭和二十三年十二月四日）

一 日本側出席者 武内局長、島大阪局長、鶴見、吉岡、福田連絡官

0348

一 衛生課長ハンセカト大尉

○今週は教育目的のための衛生關係の映畫ファイルをみてみたが、いづれも余り出来はえは感心しない。というわけはいづれも軍事的な材料を使いすぎていて、一般向皆發用としては完全なものとはいえない。たゞ日本の一會社によつて作製された花柳病關係のファイルは非常によく出来ていて、あれなら大いに参考になると思う。

一右に對し武内局長より題目を訊したが、不詳であつたから後刻確めた上通報をうけることになつた。

二 衛生課コウフマン氏

○昨年來東京の公衆衛生院において衛生係官の講習會が開催され、各府縣の選抜された日本側係官がこれに出席して訓練を受けてきたのであるが、今般第一軍團管下に指令して、この種の係官がその後府縣廳に歸り適當した地位につけられ充分活用されているかどうかを軍政部に調べさせることにした。

三 衛生課ストヴァー夫人

○今週初め食糧衛生のことに関する視察のため滋賀に出張した。

四 同謀マイケンス少佐

○今週初めは和歌山に出張して助産婦の講習會に出席し指導した。

五 厚生課アーティグ氏

○今週初め食糧衛生のことに関する視察のため滋賀に出張した。

○○東海地方に三日間出張した。

○○コミュニケーション、チエストの成績はその後も漸次向上しつゝあり十一月二十九日現在で京都においては目標の三〇%兵庫においては四五%大阪においては六六%に達した。再三繰返したように、この成績が期待する程上らないのは、警察接觸のための治安協會の募金とかち合つたための部分が多いが治安協會の募金が必要であるとしてもコミュニケーション、チエストとかく合わないようにするだけの連絡は望ましかつた。

一右に對しペーシズ大佐から治安協會の募金については(1)他の募金との間に時期その他について適當の調整を行うこと及び(2)警察が權力を背景として寄附を強制したりしないことが大切である。

これに關しては連絡から當局者の注意を喚起してもらいたいとの發言があつた。武内局長よりは、京都市警察局長に對し(1)の點は話すみであつて、寄附をしたものとしないものとの差別をつけるため門や戸口に標章をつけたりパンチを渡したりすることはやめてもらよう。諒解がついていると述べ、又大阪に關しては島局長から大阪

0349

市長との談合の結果、募金取止めになつた旨解答があつた。一  
○厚生係官として新にデエラルド氏が赴任して來ることになつてゐる  
○来週は京都において学校給食に關する會議が開催されるが、そのため  
に總司令部厚生課長であり、學校給食を主管している不フ氏が十  
日入洛、會議に出席することになつてゐる。

六 情報課長クーンズ大尉

極く最近福岡軍政部が軍政部の名を附して労働組合の在り方に關する  
ボスターを新聞に載せたが、これは八軍の方針に反するものであつて、注意を喚起しておき、これは三ヶ月前官崎で軍政部が共産黨  
排撃のボスターを作つて、縣廳にこれの掲示方を頼んで断られて、  
軍政部自身の手で方々に掲げた際問題となり、八軍に方針を照會し  
たまゝで、皆が忘れていて今度八軍からこれを不可とする方針が漸  
く示された矢先に、福岡で又起つたのであるが、これははつきり不可  
可ないことになつた。

○七階の軍政部陳列室は衛生課の若干資料を除いてははゞ整つた。  
七 經済課長ナルソン中佐

○今週四日間九州を視察してきたが、これに關しては別にバーンズ大  
佐に報告する。

○農地調整法に基づいて土地改革は本年末までにすまなければならぬ  
が、農地の買上げ賃渡し等一應の手續は全部すんだようであるが  
あつたので、武内局長より調査の上面答を約した。一

八 同謀アールグレン大尉

○炭坑ストライキには百三の炭坑が参加してために生産が落ち、十一  
月は目標に達しなかつた。

○電産の四國における大會は、吾々にとつて全く失望すべきものであつた。即ち民主グループ（民同系）は僅に議長、副議長席を確得しただけで、地域闘争から全國的レベルにおける集約斗争への戰術轉換の斗争は、遂に民主グループが破れて、從來通り地域斗争が續けられるこになつたから、當分の間地域的な停電ストなどは止まらないであろう。

○バーンズ大佐から一擧に民主グループが勝つといふことは出來なかつたにしても、議長をとつたといふことだけでも一應の前進といえるだらう、との發言があつた。一

○海員ストは第二波状ストとして七二時間ストを開始した。然しこの

○ストは米國における海員スト等とは規模も性質も異つて、米國の場

会はど國民生活なり産業なりに影響を及ぼすことはない。

○年少者労働に關しては、労働基準局を通じて實施状況を監査監督し

0228

RA'-0134

0350

違反者の雇傭主を處罰する方針で監視を厳重にしているから遠からず、その成績も上ると思われる。

右に對しバインズ大佐から先般自分が京都のある工場を観察して自分自身で経験したことだから間違いないが、あるものは十才だと答えた。それからみても證明書等を偽造して、法網をくぐつているものがあると思われるとの發言あり。それに隣運してアーティング氏は、日本政府の通牒によれば、本年十一月から明春三月までの期間に、年少労働者に対する證明書再發行の手續をとり、不正な手段で法定以下の年少者を使用するのを防止することになつていて。なお、京都等においても、もし占領軍の見学指定工場、商社等で、この件で違反しているところがあれば、その場合これを見学指定から取り消す等の措置を講じるもの一法であらうと述べた。

八 法政課長スコット氏

○ 憲務關係の専門家が二人着任したが、その中の一人は當司令部において勤務することとなつた。

○ その他には夜間講習會の原稿をこしらえたことだけで、特にこの席で述べることはない。

九 同課ヘック少佐

○ 各地で納稅民主化同盟が活動を始めた模様であるが、これに便乗された連中が憲務署を襲撃したりした例があるようであるが、憲務署

○ その他の性質のものではないと思うから、その開設は自由であるはずであるが、その活動狀況に躊躇してはまだ充分承知していない」と述べた。

十 教育課長アンダーソン氏

○ 今般開催する成人教育講習會のための原稿を各課から頂いたが、そ

に救援を求めるごとに手配が出来ていて。右に論述してバインズ大佐から、神戸に出來ている、という納稅相談所といふのは、正規の手續を経て許可されたものであるかとの質問があり島大阪局長からこれに答えて、神戸で共産分子が開設した御質問をすればその方法に従つて書き替えてもらいたい。例を自分で最初の十五分位は一般的な敘述の部分で問題を提起してもらいたい。それは、例えは三十分間ほど参加者、聽講者がみんな参加出来るよう



な自由討議をやらせる。これには先般來講習會等で指導して來た教育關係の指導者に討議の指導をさせ、それを媒介して各人に知かれし挑戦的な質問をやらせるようにしたらいゝと思う。今まで農民とか商人とかは、民主主義の御題目をきゝ、幾多の改革を見てきたのであるが、何故さうすることがいいのかということに關しては充分納得の行くよう考究してみたことは少いと思う。従つてこういう機會に充分討論させ、その魯権をつけさせることが重要であると思う。

○現在徵稅問題は軍政部が重點をおくべきことの中で、他の何にも勝つて第一優先事項である。ついてはこの方面的の軍政部係官の執務の参考とするため、當時納稅關係でぶつかるこく通常の質問と、それに対する解答及び参考法規を掲げたものを、日本關稅檢官廳にござらえさせてもらいたい。これは軍政部の稅係官が、督稅事務の上、日本人納稅者その他から受ける質問に對する解答參考書とするためで、京阪神等と運つて、邊鄙な場所の軍政部等では大いに参考になると思う。

○二、バーンズ大佐  
以上の見地から、もし各位において、異見乃至反対なれば提出頂いた原稿をも一度その標準に従つて、書き直して出してもらつたらいいゝと思う。

0351

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0134

0230

取扱注意

第一軍團軍政部課長會議(第十四回) 昭和二十三年十二月十一日

(出席者 武内局長、島大阪局長、吉岡、福田連絡官)

「バーンズ大佐」島局長に對し

○大阪の稅務署の職員組合が寄附金を集めて廻つてゐる。ゆうことであるが、稅務署の性質に鑑みよくないことを思う。何故こうゆうことは署長又は財務局長の命令で直ちに中止させ、命に從わない者は處分しないのだろうか。

「右に對し島局長から調査の上回答を約した。」

二 法政課ヘック少佐

○朝鮮人の騒擾事件が最近増えた。一つは姫路において朝鮮人連盟慶祝大會に端を發し、左派と右派との亂闘事件が一昨夜起り多数の朝鮮人が檢挙されたが、中一名は亂闘の際刺されて死亡した。更に名古屋においては酒窖造の取締りに反対する朝鮮人が元モを敢行し、稅務署を襲つた。  
〔右に對しバーンズ大佐から武内局長に對し 朝鮮人の不穩行動は速刻有効且つ徹底的に彈壓しなくてはならぬ。朝鮮人騒動事件につき、警察官憲に注意喚起方貴局長に申入れたが、右は適應済みなり。やとの質問があつたので、武内局長より取計い中である旨を答えた。〕

○先月近畿地區だけで五十億圓の徵稅成績を上げた。

先日姫路その他の

○今週は總司令部の國內收支課モンロー氏とともに大阪に向いて、  
○厚生課長アーティグ氏

○學校給食の會議出席のため入洛した總司令部厚生課長不フ氏と二日間行動を共にし、一日は京都で費し、一日は大阪に赴いた。

○生活保護法に基いて扶助を受けている人々の再證明事務が現在行われている。

○共同募金はその後も事態は漸次改善しつゝあり、現在第一軍團管下全部では目標の七〇%に達している。

○大阪における社會事業家學校は、三ヶ月の期間で講習を行つてゐるが、これを卒業したものは、社會事業のいろいろな分野で働くことになり、その將來の活動には期待がかけられるから、そのためにも府縣廳吏員で優秀なものを有給のまま送りこむ必要がある。

○九州に赴任のあるケル氏が入洛したので御紹介する。

○情報課長クーンズ大尉  
○七階の軍政部資料展示室の整備は法政課の徵稅成績の圖表さえ出され全部完成する。

- 日本放送協会の主催で、一四日大阪、一六日名古屋で會議が開催されるが、この會議は日本における農村、農民向けのラヂオのプログラム編成を討議するのであり、どういうものを何時放送したらいいかということを検討する豫定である。會議には軍政部係官と放送協会關係者が出席することになつてゐる。
- 成人教育講習會のために新聞の自由に際して原稿をこしらえ、包括的全般的な敍述をなしたが、教育課の方で難しそうるといふので書替えた。
- 視覺教育のためのフィルムの置場の候補場所を三ヶ所見てみたが、結局京都府廳の一室に今あるものと合併合同することにした。
- 四 衛生課長ハンセカ 大尉
- 和歌山に二日間出張して、縣の模範保健所、衛生部等を視察した。その中で氣付いたことは、縣の衛生部に専門家として醫者が二人しかいなくて、これは早急には改善されないことはあるが、これでは充分なことは望みえない。
- 右に對してバーンズ大佐から監督するものと施設を運営するものとを分けて、有能な専門家は監督の方に當らせ、下で實地をやる方立つと思ふ。
- 滋賀縣に一日出張した。先端報告した通り、滋賀には奈良から新しく赴任した軍政係官がいるので、右を指導する目的で行つたが、主として縣の衛生部の機構に關して示さを與えた。滋賀縣における機構は極めて不備なものであり、先頃總司令部から衛生部の機構に關して指示したものからかなり距つてゐる。それは滋賀縣だけは根本的な機構の改革を行はず、軍政部衛生係官を喜ばすため、表面的な糊塗的な手段で事態をこまかして來たためである。よつてこれを如何に指導して改革を行うかについて新任係官に指示を與えたわけである。
- 東海北陸軍政部から電話連絡があつたが、それは占領軍のために働いてゐる日本人常備者の醫療制度に關するものであるが、その支拂の方法が未定であるために、まだ醫療が行わぬ状態にある。

0355

これに對しては P.D. が發出されることになつてゐるが、まだ發出を見ていないから、それに對する照會であつた。  
 「バーンズ大佐から右に對しては日下第八軍において諸艦の資料を整備し、手續中と了解するかどうかとの發言があつた。」  
 自分の知る限りでは、勿論第八軍々政部のスマス大佐一? もこの點は充分御承知のことと、間もなく何等かの具体的措置が講ぜられると思う。

九州に赴任することになつてゐるドクター・ルースを御紹介する。

五 衛生課ストーヴア夫人

○ 東京で開催される日本人看護婦の再教育講習「リフレッシュ」、コースに近畿地區から六名の看護婦が選ばれて出席する。

六 同課マーケンス少佐

○ ドクター・ファンクが九州に赴任することになつた。

○ 今週は獸醫關係の講習會が二つあつたが、特に滋賀縣の分は九、一〇の兩日開催された。その際資料として映畫を見せる豫定にして、その旨を發表したが、その後手違いでこれが上映出来なくなつた。ところが映畫を見ることを豫期した講習生は、その時間が來たら、もうそれに移るかとそれはかりに氣をそられて、講習に身が入らなくなつて了つた。その心理的な効果を考へて、今後はこの種の手配は慎重にやる必要があろう。

青木嘉之  
要附

- 「バーンズ大佐から、今後の成人教育講座の際にもそういうことが起らぬやうによく注意しておく必要があろうと發言があつた。」  
 ○ 鮮肉と一般魚肉との取扱を分離させるよう指示して、その後の状況を監視している、それから大阪においては、中央市場の中に魚肉加工場を作ることになつた。
- セ 衛生課カウフマン氏
- 第八軍のホーン氏からの電話連絡で、現在厚生省は日本食料組合（ジャパン・フード、アンソシエイション）を各府縣にこしらえさせているようであるが、これは先に解散を命ぜられた隣組及び衛生組合の役員、財産等を引繼せるためのものであるとの情報をえていたから、これについて近畿における一二府縣の實情を調査してもらいたいと言つて來た。
- 一 バーンズ大佐からそのことに關しては連絡と連絡して調べてみたらしいとの發言があつた。一
- 八 教育課
- 石川縣で教育關係の會議が二つ開催され、當課からも出席した。
- 來潤アンダーソン課長は横濱に赴く豫定である。
- 今週學校給食に關する會議が行われ、又日本側の給食感謝祭があつた。

0356

- 九 経済課長不ルソン大佐「同氏は今週大佐に昇進した。」  
○ ヒンツ氏の後任として天然資源關係を擔當するタビフィル少佐を紹介する。
- 食糧問題の權威であるブリッカレー氏が入洛し、近畿地區の食糧問題の調査を行つた。
- 日本における道路及び街路維持の五ヶ年計畫に關する S C A P I N 方が發出された。この S C A P I N に基いて、間もなく O D が第八軍から出される。思うから、詳細はその際に譲る。
- 来調は横濱に行く。
- 十 同謹アルグレン大尉
- 一般の労働状勢に關しては、何等悅はしいことは一つもない。電産は愈々ストを決行し、今週は電車と監獄を除いては全部停電を行つた。
- 現在、石炭、電産、海員は皆ストライキに出ているが、これに對する日本政府の態度に關し、幾人かの學者なり思想家の意見を徵してみたが、その歸結するところは、日本政府は現在ストライキの解決に關しては自ら進んでこれを處理しようという積極的な意慾が缺けているようである。さういふのは中國の状勢も現在のところ、あゝいふ事態になつてゐるから、米占領軍當局は到底日本國內のストライキを放任しないであろうから、日本政府自体が折角努力をしなくてよい。
- 十一 武内局長
- 農地改革に關して報告するが、前回不ルソン大佐から發言があり、當方で調べたところによると近畿地方においては、農地調整法による農地の賣買は本年末までに大体全部済むが、たゞ金額の支拂及び登記は、來年にならねば到底完了しない模様である。
- 農地改革に關して報告するが、前回不ルソン大佐から發言があり、當方で調べたところによると近畿地方においては、農地調整法による農地の賣買は本年末までに大体全部済むが、たゞ金額の支拂及び登記は、來年にならねば到底完了しない模様である。
- 農地改革に關して報告するが、前回不ルソン大佐から吾々の了解するところによれば、外國人登録と食糧通帳照合に關して、近畿地方各縣の報告の結果が支拂、登記の完了は三月末日が期限のはずであるとの發言があつた。外國人登録と食糧通帳照合に關して、近畿地方各縣の報告の結果が外國人の居住登記した者で、食糧通帳との「チエソク」を行なぬ者、恐らくは實在せぬ者は約一〇%位い、それから不正配給がわかつて配給を停止されたものが五%位いある。
- ハーンズ大佐から神戸はどうであるか、この調査は締切日を限つ

てそれ以後は配給をやめるという措置がなされているかとの質問があつた。一不穏な状態誕生の懸念があるかも知れぬ。これに對してペーンズ大佐はこの調査では何日以後は配給を停止するという日限が必ずしもかり切られていない。中央のこの態度には自分も満足していない。つまづき日を限つて「チエック」を行わぬ者は配給を停止すべきである。但しこれを斷行すれば、多少不穏な事態や、騒擾が起きるなら起きててもいいではないか、むしろそれを待つて、それを根本的に處理するようにしようではないか。日本の警察が全力を動員してこれを鎮壓し、それでも力足らなかつたら軍が出て抑えることになるが、日本側もそのつもりで事態を廻避することなくしつかり取締つてもいいといふと述べた。

## 十一 島局長

○神戸における納稅相談所の件は、大阪財務局について事情を聽取したところでは單に納稅について一般納稅者相談乃至質問に應じて忠言や情報を与えるだけのものであつて、不法ではないとのことである。

「ここでペーンズ大佐から、そのような事務所は閉鎖させたらどうか。徵稅に支障を來したり、それを妨げたりするようならば、との發言があつた。」

現在のところでは、徵稅を妨げるやうなことは全然ないから、閉鎖させることは出來ない。

## 十四 ペーンズ大佐

○東洋は横濱の第八軍軍政部に出張するから、それまでに各課で第八軍に照會して返事をもらいたいことを全部まとめておいてもらいたい。

○四一五の状況に鑑み、連調からの申出があるので、魚や野菜の監視チームの廢止は一月十五日まで延期することにした。

○幾度も繰返すが、徵稅が自下のところ最優先事項である。これは單に法政課だけの問題ではなく、軍政部全体の問題である。例えは衛生課の模範保健所でも、税金が納つて、國からその金が廻されてこなければ何の活動も出来ない。厚生事業だつてその通りである。その點からだけでも、各課の擔當部門で、夫々關係者を啓蒙して、完納へ努力立てる必要がある。第一軍團管下だけでも、更に三百五十億圓徵收しなければならぬ。このことは單に人員をそれだけ余計配置するというだけのものではない。更にもつともつと重要なものを意味していることを知らなければならない。



RA'-0134

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

## 取扱注意

第一軍團軍政部課長會議々事覺(第十五回) 昭和二十三年十二月十八日

出席者 武内局長、吉岡、福田連絡官、山中連絡官(大阪連調)

### 一 教育課長アンダーソン氏

○ 成人教育講座の資料の翻譯は大体順調に進んでいて、映画のファイルムの譯も両方含めて法政、厚生及び教育課の分を除いては略完了した。

一 パーンズ大佐からこの三課を除くとなれば五〇名丈になるではないか、それでは充分とはいえないから、來源の土曜の正午までには是非全部を完了するようにしてもらいたいとの評言があり、不ルソン大佐から成人教育と隣連あるが、今朝のラジオ放送によると、總司令部の示唆に基いて、日本政府では約二五〇頁に及ぶ民主主義に關する冊子を印刷して、これを各學校に頒つことになつたそうであるが、今後の講習會にも役に立つかもしれないとの發言があつた。

### 二 情報課長ターンズ大尉

○ 七階の軍政部展示室の整備は略完成したが、これに索引みたいなもののをこしらえる必要があると思うから、來源月曜七時半にでも關係者の出席を願つて、同室下、どういう風にそれをこしらえたらいいかを研究したい。

### 三 衛生課長ハンゼカーリ大尉

てその見込みを話してもらつた。その時のスマス大佐「？」の話によれば今後は第一軍團管下に衛生將校というのは十五名丈しか割當されぬようであるが、その配屬優先の順位は各府縣軍政部及び邊鄙な場所を第一とするこことになつてゐる。

一 パーンズ大佐から衛生將校の勤務も今後六ヶ月でなくなると思うから、日本側においても模範保健所等に關する軍政部衛生將校のサービスを利用することを考えてもらいたいとの發言があつた。

○ 今度新に當軍團管下に二名配屬になつたが、一名は岐阜、一名は富山である。

○ 國立病院の近畿地方の檢閱官である藤原博士と合同して、結核病の治療に就する打合せを行い又先般この會議で問題にしたことのある國立病院の患者により組織された協會内における共産分子の活動等について訊したが、當地方も九州における状態と略同一なものがあるようである。

### 四 衛生課コーフマン氏

○ 今度はターン氏及びヒーチウッド氏と共に東海地方に行つて、岐阜縣の衛生部の改組問題を研究した。

○ マッコイ博士と神戸に出張した。

### 五 同マーティンス少佐

0360

- 先調報告した魚肉の取扱に際しては、その後も引續き大阪の關係當局の監視を行い、府の食肉係、配給魚類係、自由販賣係等について實情を確めている。
- 今調中臨床デモンストレーションを京都で二回、滋賀で二回實施した。

六衛生課ストーヴア夫人

- 近畿地方の各府縣の衛生部看護婦長の會議を神戸で開催したが、その際各府縣の歩調を合せ統一的な措置を講じるため、今後は隔月毎に會合することに決定した。
- 京都における保健所の指導講習は極めてよく行つており、毎保健所とも八十名位の母親が集つているが、これは他と比較して成績良好だといへる。

七厚生課長アトティーグ氏

- 今調は九州軍政部に赴任豫定のケル氏の指導に當つた。
- 來調は滋賀、京都、和歌山の各地軍政部を訪ねるつもりである。

八經濟課長不ルソン大佐

- 從來農地調整法施行の日に登録された在外外國人の日本における所有地の取扱に關しては方針未定であつたが、今般これはいづれも買上げの對象となることになり、買上げを先づ行つて、所有者からこれに對する苦情又は異議申立てがた場合は、これを裁判所において審議することに決定した。

- 供木はその後順調に進捗し、極めて顯著な成績の向上をみつゝある。
- 先般横濱に赴いた際に注意をひいたことは、第一に經濟調査廳が次に實施すべき事項で重點を置かれているのは木炭の配給である。第二は先般大阪のE.I.Bから提案のあつた魚の出荷、荷受業者の間で慣習的に行われて來た「協力」に対する取締りであるが、愛知軍政部からも右慣習の根絶に對する提案が第八軍を通じて總司令部に出しているから、總司令部は勿論右の問題の存在を承知しているといふことである。從つて大阪のE.I.Bにおいて同廳がそらんとしている取締は時宜をえ軍政部の全面的支持をうることを日本側においても承知してもらいたい。

九經濟課アールグレン大尉

- 私鐵の組合は愈々ストに入る事になつた。
- 總司令部からの指令によれば、占領軍は日本側の労働争議にまき込まれることのないように注意し、専らこの指令中に列記されている日本側労働調停機關を使つて、その間の關係調整に努めるべきことが明示された。

十法政課ローレン少佐

- 新任以來過去における法政關係の指令の勉強に専念している。

十一 同様へフク少佐

○ 兵庫からの電話連絡によると、該地における中國人が確定通知受領後、納稅を怠つていたものが、その期限満了五時間前に納入した例が最近起つたが、これは同地において日本領稅務官吏がとつた毅然たる態度に基くもので、このために五〇萬圓以上の納稅義務を有する外國人納稅者が五人これに従つて納付せんとする状態にある。

○ 今週は總司令部、第八軍、關東軍政部等からモス氏、マサトラン、氏その他が来て、共に大阪で財務局隸係の觀察を行つた。吾々徵稅専門家は來日以來種々研究しているが、徵稅成績の向上に着手する前に、何故他の地方が近畿特に大阪地方よりも徵稅が進捗しているかといふ理由をはつきりつきとめなければならない。そこで下大阪では滞納者及び脫稅者の二者の強制措置又は告發は行なわれているかとの質問があつた。大阪においては大者主義でやつていて相當効果を上げている。特に中國人などの脱稅・滞納を追究して、現在その一人を告發しようとしている。

0361

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0134

0239

国立公文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

出される事無くすである。それからこれを御通じてゐるが由本此官憲を

香港するようなテモは何たるを聞はず全て解散させる。」<sup>(3)</sup> いうのが軍

團長の方針であるから、その點心配なしに取締強化に當られたい。

リトガース中佐

上不名 ○ 來港火曜午前八時三〇分から新に第一軍團に編入される中國及び四  
國地方の軍政部長二名が當軍團に来て會議を開くから、その際各課  
長は最高十分まで各課所管事項の説明をしてもらいたい。然しその  
際注意すべきは、當軍團としての指示事項及び目標、政策の執行を行  
うことを眼目であるから、説明は要點をついて簡単にあつてもら  
いたい。八軍作戦命令とか S.O.A.P.III はすでに兩地方軍政部にも  
行つてゐるから、當軍團の方針又を傳えることに要點があることを  
注意してもらいたい。

○ 及び [ ] における年少労働の告發問題についてはフ

オロードしているか、現在どうなつてゐるか。

一アルグレン大尉からまだ充分な報告をうけてないが、これを確

0240

- めて御返事しませうとの返事があつた。一
- 第八軍司令官ウオーラー中將から又書翰が出たが、これはいつも、  
いうことだが、徵稅に第一優先を與えているから、各位もそのこと  
を忘れず努力してもらいたい。官吏の給與も六三〇〇圓基準となれ  
ば、今後七〇〇億圓の徵收でも充分ではなくなるから、全力を盡す  
必要がある。
- 多分一月九日となると思うが四國を視察する豫定で、その時までは  
兵の配備も全部完了していると思う。

0362